

集中排除審査委員会による 審査過程における集中排除政策の緩和 — 占領・復興期におけるアメリカ化の深化の一契機 —

大 畑 貴 裕

はじめに

占領・復興期（1945年～1955年頃）に米国政府と連合国軍最高司令官総司令部（General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers. 以下、GHQと略称）の主導の下で実施された独占禁止政策は、戦時期までの日本の経済秩序を一変した¹。具体的には、未だ大きな影響力を有していた財閥家族と財閥本社の消失、持株会社やカルテルなどの反競争的行為（競争・取引制限的な行為や市場参入を妨げる行為等）の原則的な禁止・規制、統制組織の解散・規制、一部の大企業の分割等が実現することとなった。そのような結果をもたらした主要な独占禁止政策としては、財閥解体、独占禁止法の制定、公正取引委員会の設置、事業者団体法の制定、そして集中排除政策（以下、集排政策と略称）等を挙げることができる。

このような独占禁止政策の中でも集排政策は、1948年2月時点で数百社に及ぶ広範な日本企業の「再編成」（企業分割や資産譲渡等の措置）を企図するものであり²、従来の日本の諸産業の競争構造を著しく変更する可能性を有していたが、1948年中頃以降になると大幅に緩和されたことはよく知られている³。本稿の目的は、この集排政策の緩和に大きく寄与した集中排除審査委員会（「5人委員会」とも呼ばれた。Deconcentration Review Board. 以下、DRBと略称）の活動実態と意義を明らかにすることにある。

本稿がDRBに着目する直接的な理由は、研究史の空白を埋めるためである。この点を確認するために、集排政策に関する研究史を整理しよう。集排政策に関する研究は、次の2つに大別することができる。1つは集排政策の影響や効果に注目する研究であり、もう1つは集排政策の

¹ ここで言う独占禁止政策とは、独占・寡占・カルテル等の競争・取引制限や不公正な取引方法などの反競争的行為に対して公権力によって取られた撤廃・禁止・規制等に関する諸政策を指す。占領・復興期におけるこのような独占禁止政策とその意義に関しては、多数の関連文献が存在するが、代表的なものとして次を参照。エレノア・M・ハードレー著、小原敬士・有賀美智子監訳『日本財閥の解体と再編成』東洋経済新報社、1973年（原著1970年）；大蔵省財政史室編、三和良一執筆『昭和財政史・終戦から講和まで』第2巻「独占禁止」東洋経済新報社、1982年。なお、類似の概念として「競争政策」があるが、競争政策は規制緩和のような別種の政策を含む場合があることを考慮して、また当該期に関する日本経済史において一般的と思われる用語法に従い、本稿では独占禁止政策とした。

² GHQ内部では、集排政策は「再編成計画」（reorganization program [plan]）と呼ばれていた。「再編成」（reorganization）とは、当時、GHQと日本側のどちらにとっても一般にGHQの命令の下で行われる企業分割や資産譲渡等の措置を意味していたが、場合によっては企業の自主的判断で行われることもあった。なお再編成において厳密には、企業の「分割」か、企業からの特定事業部門の「分離」かが問題になる場合もあるが（大蔵省財政史室編、三和良一執筆、同上書、p. 548）、本稿は基本的に、例えば旧会社を存続させた上でその一部の部門・資産を「分離」して第2会社を作るような場合でも、「分割」と表記した。

形成・実施過程の実態の解明に重点を置く研究である。前者においては、過度経済力集中排除法（以下、集排法と略称）と同法に関連する企業再建整備法とを「好機」と見た企業による自主的な再編成の実施も考慮すれば⁴、集排政策は、比較的広範な企業に不要な事業・財産の整理等といった合理化の機会を与えたことが明らかにされている⁵。

研究史に関する上述の后者に関しては、E・ハードレーが初めて本格的な検討を行い、次いで三和良一が集排政策の形成・実施過程の全体像の概要を明らかにしたと評価することができる⁶。三和は、米国における集排政策の基本方針の形成過程を明らかにし、さらに日本における集排政策の実施過程を、その前半期（1947年4月頃からDRBが審査に入る1948年8月頃まで）を中心に解明した。三和は、GHQの経済科学局（Economic and Scientific Section. 以下、ESSと略称）にあって、集排政策を管轄した反トラスト・カルテル課（Antitrust and Cartels Division. 以下、ESS反トラスト課と略称）が、集排政策に消極的となった米国政府やESS上層部、それにDRBの関与・圧力

³ 占領・復興期に関する研究動向において、この集排政策の緩和は1948年に明確になる米国政府による対日占領政策の大きな転換と関連づけて言及されることが多い。例えば、次を参照。大蔵省財政史室編、秦郁彦執筆、『昭和財政史 - 終戦から講和まで』第3巻「アメリカの対日占領政策」東洋経済新報社、1976年、pp. 363-369；三和良一「戦後民主化と経済再建」中村隆英編『日本経済史』第7巻『「計画法」と「民主化」』岩波書店、1989年、pp. 120-126（三和良一『日本占領の経済政策史的研究』日本経済評論社、2002年に再録）；五十嵐武士『戦後日米関係の形成』（講談社学術文庫）、1995年、第1章；マイケル・シャラー著、五味俊樹監訳、立川京一・原口幸司・山崎由紀訳『アジアにおける冷戦の起源 - アメリカの対日占領』木鐸社、1996年（原著1985年）、第7章。

⁴ 集排法と同日に国会で成立した「過度経済力集中排除法の施行に伴う企業再建整備法の特例等に関する法律」（昭和22年法律第208号）の第1条により、企業再建整備法（占領・復興期に戦時補償打切りにより財務悪化に見舞われた企業の財務上の再建を助けるために制定された）における「整備計画」は、集排法の「決定指令」（本文にて後述）の内容に従って当局が認可を行う、と規定されていた。そのために、企業再建整備法は集排法と密接な関係を有していた。集排指定企業は、集排法の決定指令もしくは指定解除を得るまでは整備計画を提出することができず、財務上の再建を完了させることができなかった。持株会社整理委員会『過度経済力集中排除法の解説』時事通信社、1948年、pp. 176-184。また、竹前栄治・中村隆英監修、細谷正宏解説・訳『GHQ日本占領史』第29巻「経済力の集中排除」日本図書センター、1998年（GHQ自身による史書で1951年頃作成と見られる）のpp. 21-22も参照。

⁵ 植草益「占領下の企業分割」中村隆英編『占領期日本の経済と政治』東京大学出版会、1979年；宮崎正康・富永憲生・伊藤修・荒井功・宮島英昭「資料 占領期の企業再編成」『年報・近代日本研究』4「太平洋戦争」、山川出版社、1982年；渡辺純子「綿糸紡績業における企業組織の再編成 - 『10大紡』を中心に」原朗編『復興期の日本経済』東京大学出版会、2002年。なお他に、産業組織論的な観点から、集排政策が戦後日本の競争的な市場構造の形成・発展に果たした役割を検討する研究もある。例えば、三輪芳朗は「集中排除政策が、戦後の日本経済の急速な成長を可能にした主要因の一つである、競争的な産業組織の形成のための有効な政策手段であったと評価することはできない」（三輪芳朗「集中排除政策の経済効果」香西泰・寺西重郎編『戦後日本の経済改革』東京大学出版会、1993年、p. 126）と、集排政策に否定的な見解を提示している。ただし、「企業再建整備や集中排除法の実施の結果、戦前の大企業の再建が遅れる中で、相対的な小規模企業、新設企業にビジネス・チャンスが生まれたことも、戦後の競争構造を流動化する役割を果たした」（宮島英昭『産業政策と企業統治の経済史 - 日本経済発展のミクロ分析』有斐閣、2004年、p. 393）と、集排政策を積極的に評価する見解もある。

⁶ ハードレー、前掲書；大蔵省財政史室編、三和良一執筆、前掲書、第4章の第2節と第3節。また前注で挙げた渡辺純子の研究は、綿紡績大手企業10社（10大紡）に対する集排政策の実施過程に関する歴史の実証研究でもある。この点については次も参照。渡辺純子『産業発展・衰退の経済史 - 『10大紡』の形成と産業調整』有斐閣、2010年、pp. 159-169。また、次の文献も集排政策の基本的な事項を明らかにしている。竹前栄治・中村隆英監修、細谷正宏解説・訳、前掲書。

のために、当初の方針（1948年2月時点で集排法に基づく指定を受けていた325社の再編成やその指定を受ける企業の拡大等）を達成できなかった過程として、その一連の事象を概括している。

このように集排政策の政策効果、集排政策の形成過程と実施過程の前半期との実態は相当程度に解明されている。しかしながら、実施過程の後半期（1948年9月頃以降）の中核にあたる、DRBが付託された66社の再編成の是非を決めた審査過程の全貌は、上記の研究でも十分に明らかにされておらず⁷、他の研究において大手綿紡績企業10社（10大紡）に対する集排政策の審査過程の全体像が明らかにされている程度にとどまっている⁸。

そこで本稿は具体的な課題を、その審査過程の実態を解明することに置く。そしてこの審査過程の検討に際しては、DRBがどのような内部要因と外部要因に基づいて再編成の適用の是非を決定したのかという点に、焦点を当てる。この内部要因と外部要因として、次のことに注目しつつ分析を行う。内部要因としては、DRBの5人の委員全員が依拠した審査基準と、5人の委員各々の審査への対応様式（委員間の見解の一致や相違、その一致形態や対立形態、結果的にどのように対立が收拾されたか等）との2点を指定する。外部要因としては、先行研究の知見から⁹、持株会社整理委員会と、集排法に基づく指定を受けた企業（以下、集排指定企業とする）の属する産業を所管したGHQ関係部署の2つの関係主体の行動・見解を指定する。

上の内部要因に挙げたDRBの審査基準については、DRB自身が1948年9月に「4原則」を公表している。「4原則」は、集排政策の緩和を宣言する意味を有していた。その内容は、(1) 市場における競争制限等の明白な証拠提出がなければ指定解除とする、(2) 非関連事業保有は過度集中の証拠として不十分である、(3) 企業から自主的に再編成計画が提出されたとしても再編成を指令する十分な根拠とみなされない、(4) 過度集中と認定された基礎事実と直接関連した（つまり根拠が明確な）再編成しか命令できない、である。ただし「4原則」は資料上から推定するに、後述するDRBの実際の個々の事案の審査において活用された形跡がほぼ見られない。また特に(1)について言えば、経済統制が残り市場機能が制約されていた当時の「日本の実情からして、適用困難な面があった」¹⁰。従って、DRBは「4原則」を實際上、参考程度にしか考慮できなかったものと考えられる。

⁷ 集排政策の実施過程に関する歴史的事実研究の通説を成している三和良一の研究（大蔵省財政史室編、三和良一執筆、前掲書）が、この点を十分に明らかにしていない理由の1つは、ESS反トラスト課再編成係長であったH・シャイアーが執筆した活動記録（Herbert H. Scheier, “Brief History of the Reorganization Branch of the Antitrust and Cartels Division (now Fair Trade Practices Division) Economic and Scientific Section GHQ-SCAP,” October 1949, ESS(E)14043-14046。注14を参照）に大きく負っているためであると考えられる。実際、三和の前掲書で集排政策を扱っている第4章の第2節と第3節の「注」の合計189点の内32点で、シャイアーのその記録に言及している。そしてシャイアーの記録では、ESS反トラスト課が主導できなかった66社の事案の審査過程に関しては、十分な記載がされていないからである。

⁸ 大畑貴裕『GHQの占領政策と経済復興・再興する日本綿紡績業』京都大学学術出版会、2012年、第4章。

⁹ 三和良一はDRBが持株会社整理委員会やGHQ関係部署の「意見も聴取して判定資料としていた」と指摘している。ただし、それらの見解の具体例を4事案分、紹介していることにとどまっている。大蔵省財政史室編、三和良一執筆、前掲書、p. 552, 576（引用はp. 552）。また次の研究では10大紡の事案に関して、持株会社整理委員会やGHQ関係部署がDRBの審査に影響を与えたことが指摘されている。渡辺純子、前掲論文；大畑貴裕、前掲書、第4章。なお三和は上記の研究で、米企業や経済安定本部がDRBに「微妙な影響をあたえたとも考えられる」としているが、特定の一部の事案に限られるであろう。大蔵省財政史室編、三和良一執筆、前掲書、p. 552。

¹⁰ 「4原則」の内容や意義を含め、同上書、pp. 531-537を参照。この引用箇所は、同上書、p. 545を参照。

では、「4原則」以外にDRBがどのような審査基準を有していたかという点に関して、先行研究はどのように考えているのだろうか。この点についてハードレーは、製品市場での集中度が独占的に高かった企業に分割を勧告した事案を除けば、DRBの「決定は気まぐれであったように見える」と述べ、明確な審査基準の欠如を指摘した¹¹。これに対して三和は、DRBが審議を付託された事案に関して出した審査結果を主に分析して、事後的に審査基準を3つ析出した。すなわち、(1)「集中度が無条件に高い」、(2)「ある条件が加わると集中度が高くなる」、(3)「財閥主要企業」¹²。確かに、後述するように(1)は実際に適用された基準と見られるものの、これが当てはまらなくともDRBは再編成を勧告した事案もあったから(例えば大建産業)、他の基準の存在も考えなければならない。しかしながら、三和が挙げた残り2点を見ると、(2)は抽象的に過ぎると考えられるし、(3)はDRBが集排法に基づく指定の解除を勧告した企業(例えば三菱化成工業)やDRBが集排政策の対象外と判断した財閥の大手銀行・保険企業の事案と矛盾する基準であるから¹³、DRBが普遍的に適用した基準と考えるのは難しい。

以上のように先行研究が指摘している点から考えるに、DRBが何らかの明確な審査基準を有していたと推定するのは難しい。しかしながら、DRBは集排政策の緩和方針を決めた米国政府(主に米国陸軍省)が主導して創設し日本へ派遣した組織である点に注目すると、創設時に米国政府からDRBへ何らかの集排政策に関する方針が伝えられていたと推測されるし、また来日後のDRBへ米国政府が何らかの指示(どの企業を解体すべきか等)を与えていたと推測することも可能である。つまり、米国政府の指示がDRBの実際の審査基準として機能していた可能性がある。そこで、本稿は米国政府がDRBへ与えた指示や来日後のDRBと米国政府との意思疎通についても検討を加え、DRBが独立した判断を行っていたかどうかについて検証する。

以上の課題を解明するために本稿で使用した主要な資料は、ESS反トラスト課やGHQ関係部署の内部資料の他に、DRB自体の覚書や会議録、活動日誌等である¹⁴。

以下では、まずDRBの集排政策上における位置付けとその背景事情を確認するために、集排政策全般の推移を見る。次に、DRBがどのような方針を米国政府から与えられていたかについて検討する。また、来日後のDRBへ米国政府が何らかの指示を与えていなかったかどうかも確認する。その上で、DRBの審査過程を分析する。最後に、DRBの審査結果を日本政府がどのように執行したのかについて、明らかにしたい。

1. 集排政策の実施過程の概要

集排政策の基本方針は、後述するように戦争の発生要素の除去という非軍事化を目的として、

¹¹ ハードレー、前掲書、pp. 208-209。引用箇所はp. 209。

¹² 大蔵省財政史室編、三和良一執筆、前掲書、pp. 545-561。引用箇所はp. 551。

¹³ 銀行・保険企業への集排法の指定問題は、浅井良夫『戦後改革と民主主義』吉川弘文館、2001年、序論を参照。

¹⁴ 資料としては主に、国会図書館が米国国立公文書館所蔵のGHQ文書をマイクロ・フィッシュ化したものを同館にて調査した上で使用した。またその複製を所蔵している立命館大学修学館リサーチライブラリーでも、そのGHQ文書を調査した。GHQ文書を使用する場合、原則として差出元、宛先、題名、日付、国会図書館憲政資料室の請求番号を記した。国会図書館が所蔵する極東委員会文書(FEC)やマッカーサー文書、米国陸軍省高級副官部の占領地域報告(FOA)等の他のマイクロ資料を使用した際も、同様にして出典を記した。

1947年4月までに米国政府によって策定された¹⁵。その集排政策の基本方針の現地日本での具体化を担当したESS反トラスト課は、新課長E・ウェルシュ（Edward C. Welsh）の指揮の下で同年4月頃から集排政策の具体化を積極的に推進した¹⁶。

当初、ESS反トラスト課は、日本企業を再編成するための措置を自分たちで立案していた。実際、1947年の三井物産と三菱商事の再編成（分割数は命令されなかったが結果的に各々100社以上に分割）については、日本政府へ直接に命令を出して実行させている。しかしながら同課は、同年中頃に集排政策の実施方針を変更し、集排政策の基本的事項については指示するものの、企業との折衝等の主要な行政上の業務は日本政府（主に持株会社整理委員会）へ肩代わりさせることとした¹⁷。そこで日本政府へ命令して、12月に集排法を制定させ、それに基づき、1948年2月までにまず製造業とサービス業の分野において再編成の対象企業として325社の指定を行った¹⁸。次いで銀行業と保険業でも、指定が行われることが予定されていた。

しかしながら、このようなESS反トラスト課の熱心な集排政策の推進は、1947年後半頃から米国政府の疑義の対象となった。米国政府内では、冷戦の亢進と占領費の増大への懸念とを背景に、集排政策の是非に関する議論が生じたことを主なきっかけとして、対日占領政策の力点を非軍事化等の改革から経済復興へと転換することが本格的に検討されるようになったからである¹⁹。そのような検討の中で米国政府上層部は、集排政策の厳格な遂行は日本経済の復興を阻害すると明確に認識するようになった。そこで日本における集排政策を緩和するために、米国陸軍次官W・ドレイパー（William H. Draper Jr.）の主導の下で、GHQに対して次の2つの措置が取られた。第1に、1948年3月にドレイパー自ら随行したジョンストン委員会（派遣の主目的は対日賠償政策の再検討）が来日して、GHQとの間で集排政策の緩和が直接に協議された²⁰。この点は後述するが、ここでの協議において集排政策の緩和という米国政府の新たな基本方針が、GHQ上層部に受諾されたと考えられる。第2に、ドレイパーが中心になって選抜したDRBが²¹、集排政策の実際の緩和を支援するために同年5月に日本へ派遣された。

1948年4月頃からのESS反トラスト課は、そのような米国政府とGHQ上層部の意向に対応して集排政策の一定の緩和を行わざるを得なくなった。そこで集排法に基づいて企業を追加指定することを断念し、またすでに指定した325社の見直し作業を行って指定解除を進め、集排政策の実施手続き上においてDRBの審査が必要とされる事案を66社（後掲の表1を参照）にまで減ら

¹⁵ 米国政府の集排政策の基本方針は、FEC230文書（SWNCC302/4文書）としてまとめられた。当該文書については、本稿の3節を参照。

¹⁶ ウェルシュは、1947年3月29日付でESS反トラスト課長に着任した。大畑貴裕、前掲書、2012年、p. 188。

¹⁷ 2大商事会社の解体とESS反トラスト課の方針転換に関しては、次を参照。セオドア・コーヘン著、大前正臣訳『日本占領革命 - GHQからの証言（下）』TBSブリタニカ、1983年、p. 213。

¹⁸ 大蔵省財政史室編、三和良一執筆、前掲書、pp. 504-517。なお、集排法とその施行令等の法令上では、主として持株会社整理委員会が集排政策全般を管轄することになっていたが、実際には注65にあるように、GHQが背後で集排政策を最終決定する体制が構築されていた。持株会社整理委員会に期待されていた機能は、GHQと集排法上の指定を受けた企業との間を仲介して、GHQのために情報収集や命令の伝達・実施を円滑に進めることであったと考えられる。また持株会社整理委員会の意志決定機関である理事会にはESS反トラスト課の係官が常に出席しており、GHQの方針から自立した決定をしないように「監視」していたと考えられる。

¹⁹ 五十嵐武士、前掲書、第1章；シャラー、前掲書、第4章。

²⁰ 大蔵省財政史室編、三和良一執筆、前掲書、pp. 517-522。

²¹ H・B・ショーンバーガー著、宮崎章訳『占領1945 - 1952』時事通信社、1994年（原著1989年）、第6章。

した²²。結局、この66社の事案の中で、DRBの審査によって再編成を命じられたのは28社となり、また結果的にその内で企業分割に至ったのは、日本製鉄や三菱重工業、日本発送電などの10社のみとなった（5節も参照）²³。

2. DRBの委員の経歴

DRBは、元々、GHQの最上位の指揮者である連合軍最高司令官D・マッカーサー（Douglas MacArthur）が米国陸軍省に派遣を要請し²⁴、それに応じる形で、陸軍次官ドレイパーが委員を選抜し派遣したという経緯を有していた。

DRBは5人の委員で構成されており²⁵、委員は初代委員長R・キャンベル（Roy S. Campbell）（58歳。年齢は1948年2月から4月頃、以下同様）、J・ロビンソン（Joseph V. Robinson）（58歳）、W・ハッチンソン（Walter R. Hutchinson）（45歳）、B・ウッドサイド（Byron D. Woodside）（39歳）、E・バーガー（Edward J. Burger）（55歳）である。キャンベルはニューヨークの造船会社の社長であり、ロビンソンは機械部品の企業の所有者であった。ハッチンソンは弁護士で、公職経験としてはアイオワ州の副地方検事等を経て、連邦政府の司法長官特別補佐官となり反トラスト裁判に関する経験があり、また5人の中で唯一第2次大戦での軍役が確認できる（欧州戦域）。彼は、戦後1945年から1946年にかけて、司法長官によって派遣されてフィリピン・中国へ赴任したことがあった。ウッドサイドは連邦取引委員会を経て、証券取引委員会に勤務していた。バーガーはオハイオ州の公益事業会社や銀行の副社長であった。

この内1947年中に、キャンベルは第2次ストライク使節団の一員として、またバーガーは日本電力産業調査団の一員として短期間来日経験があったものの、経歴に関する資料から見るに、DRB内には日本経済に精通する委員はいなかった。この理由としては、次の点を考慮に入れなければならない。そもそもマッカーサーがDRBの派遣を陸軍省へ求めた際に、委員の適正者として、実業、司法、証券取引委員会の実務に通じた人物・専門家を要請していたが、加えて「実業界もしくは政府を代表した人物である」（Both business and government should be represented on the board）ことや、日本に利害を有する企業と無関係であることも条件にして選抜するように依頼していたことがあった²⁶。これは、マッカーサーおよび彼を補佐したGHQ官僚が、DRBの正統性や日本についての何らかの利害関係からのDRBの中立性を重視したための措置だったと考

²² この指定解除の進展にはDRBの「4原則」等も寄与していた。この点については、DRBの創設やGHQ内での集排政策上の権限争いに関する別稿の中でいずれ検討したい。

²³ 66社の内、直接に集排法に基づいて再編成されたのは18社だが、集排法の関連法令である電気事業再編成令に基づいて再編成された電力10社も含めれば28社となる。また直接に集排法に基づいて企業分割を命じられたのは9社であるが、電力10社の中で、日本発送電が9つに企業分割されて他の9社の配電会社と合併し電力9社に再編成されたことを考慮すると、集排法に関連して企業分割された企業数は10社となる。

²⁴ SCAP to DA, Z36542, 26 January 1948, ESS(D)12994。

²⁵ 本文以下、委員の経歴に関しては、CDCAD to SCAP, W98275, 25 March 1948, ESS(D)12983 ; ESS, “Radio W-98725, Attached,” ESS(D)12983 ; “Byron D. Woodside,” ESS(D)12984 ; Hutchinson to Marquat, 29 April 1949, ESS(E)13593 ; CSCSD to SCAP, W96052, 18 February 1948, AG(D)01100 ; 大蔵省財政史室編、三和良一執筆、前掲書、p. 570。

²⁶ SCAP to DA, Z36542, op. cit.

えられる。いずれにせよ、DRB委員の条件とされた属性の点でも、日本経済に精通した人物の選抜は困難であった。

3. 来日前のDRBへの米国政府の指示

DRBは1948年5月に来日する前に、米国政府から何を指示されたのであろうか。これに関して、方向性の異なる2つの方針が指示されたと考えられる。第1に、DRBは1949年8月6日の活動終了までに²⁷、28社に関して再編成に賛成する審査結果を出すことになるから、再編成を実施するための方針が米国政府によって指示されたと推測される。第2に、再編成実施企業数を減少させた緩和の方針も指示されたと推測できる。

第1の方針の指示は、集排政策を規定するFEC230文書の説明という形で行われたと考えられる。このFEC230文書は1947年5月12日付で極東委員会に提出された後の名称であり、その前は米国政府内でSWNCC302/4文書と呼ばれていた²⁸。これは米国政府内における占領政策決定機関の陸軍省・海軍省・国務省3省調整委員会（SWNCC）で承認された文書であり、また原初のSWNCC302文書の改定版もしくは派生文書の第4番目であることを示していた。

この原初のSWNCC302文書は日本の潜在的戦争能力（industrial war potential）の除去という非軍事化を目的としており²⁹、1回改定を行って、1946年8月7日にSWNCC302/1文書としてSWNCCの承認を受けた。SWNCC302/1文書は、安全保障（security）の観点から軍需関連産業の設備を除去・制限することを勧告するものであった³⁰。

SWNCC302/4文書は、SWNCC302/1文書で行われたそのような安全保障に関する議論を直接、継承してはいないが、大きな影響を受けていた。序文にあたる声明文（Statement of Transmittal）の中で、過度経済力集中が「日本の侵略行為を促進し支持した」と指摘し、「過度の経済力の私的集中の解体は、日本の経済と政治の民主化のために必須である。故に、合衆国にとっての占領の主要目的の1つをなしている」と述べ、非軍事化の観点から過度経済力集中の解体が必要と結論づけている³¹。そして、本論の第2条で過度経済力集中を、「何らかの分野（line）内における相対的規模や、多くの分野におけるその地位の累積的な力のために、何らかの重要な事業部門において、競争を制限したり、他社が独立して事業を営む機会を阻害したりする、利潤追求を行う私企業またはその結合体」と定義しており、その後この定義はほぼそのまま集排法の第3条に取り入れられた。さらにFEC230文書はその第2条で、大まかながら次の6つの場合は過度経済力

²⁷ MacArthur to Robinson, 6 August 1949, ESS(E)13593。

²⁸ 1947年3月25日にSWNCCの承認を受けた。以下、SWNCC302系列文書は次を参照。National Security Policy of the United States, basic documents, State-War-Navy Coordinating Committee Policy Files, 1944-1947, Scholarly Resources Inc., 1977, Reel 27。

²⁹ 当文書の非軍事化政策上での位置づけは、三和良一、前掲書、第4章を参照。

³⁰ SWNCC302/1文書の本論を補強する「付論B」（Appendix “B”）の中では、securityがいわばキーワードのように計11回も使用されている。

³¹ SWNCC302/4 ; FEC-230, “Policy on Excessive Concentration of Economic Power in Japan”, 12 May 1947, ESS(F)00077-00078。FEC230（SWNCC302/4）文書は、SWNCC302文書系列に繋がることと序文の声明文や本論の内容とを考慮すれば、日本の将来の侵略行為の抑止という観点からの非軍事化を目的として作成されたと考えられる。なおFEC230文書の翻訳は、大蔵省財政史室編、三和良一執筆、前掲書、pp. 654-667も参照した。

集中だと推定されるべきだ (should be presumed) と示した。①「総資産 (its asset value) が巨額な場合」、②「所要労働力 (working force) (つまり、・・・[引用者省略]・・・) が巨大な場合」、③「総資産や所要労働力はやや小さくとも種々の非関連分野で事業を営んでいる場合」、④「大規模な金融組織を支配し、同時に／または、大規模な工業又は商業組織も支配している場合」、⑤「かなりの数の他の法人企業を支配している場合」、⑥「ある主要産業の生産物の総供給量のうちの大きな部分を生産、販売又は配分している場合」、であった³²。DRBはこのように非軍事化を規定したFEC230文書の方針に沿って、過度経済力集中の除去の必要性に関する説明を受けたと推測できる。

他方で、上述の第2の方針として、集排政策の緩和の方針も指示されたと考えられる。米国政府の集排政策の一般的な緩和方針を示しているものとして挙げられるのは、1948年3月から4月に掛けて来日したジョンストン委員会の報告書(5月19日公表)であった³³。当報告書は、戦前日本では「鉄鋼や製紙のような各種の基本的分野では生産全体の80%もしくはそれ以上を1社が支配し、抑圧的な独占を維持していた。・・・(引用者省略)・・・この支配の集中は、侵略戦争のための生産に対する支配を容易なものにするのに寄与した。これらの理由から日本政府は、連合国の政策の下で、日本の工業設備の所有と支配を一層広範囲に分散し、一層激しい競争を進展させようとしている」として、まずは非軍事化のために集排政策を進めること自体を否定していない。また上記のように鉄鋼業と製紙業が典型的な独占産業として把握されており、これは事実上、日本製鉄と王子製紙が再編成の対象と認識されていたことを意味している³⁴。

ただ同時に、ジョンストン報告書は集排政策の緩和を規定していた。上記引用箇所から少し飛んだ箇所で、「この経済改革から生じる不確実性の期間は短く、できる限り早く不確実性の範囲は縮小されるべきである。害を与えうる諸影響は、生産を阻害しないように注意することと合理的な競争を保証するのに必要な最低限度に再編成を止めることとによって、緩和されるべきである。これこそが占領軍当局の意向である、と我々は理解している。さらには、集中排除計画が経済復興達成のための生産と広範囲な計画とに有害な効果を与えないように取り計らう (see) ための米国による審査委員会 (an American review board) を設立することが、そのような緩和の保証になる、とも我々は理解している」とし、集排政策が日本経済の復興を阻害しない程度に実施されるためにDRBを派遣する方針が明示されていた。

では、ジョンストン委員会は集排政策適用の範囲・程度に関してより具体的には、どのような判断を有していたのだろうか。この点で注目されるのが、ジョンストン委員会と折り返すように来日した米国陸軍省民事局使節団と、ESS反トラスト課およびESS金融課との4月16日の会合で

³² FEC230文書はこの定義と基準の後に続けて、「特定の企業がこれらの基準に該当するかどうかという不確実性 [の問題] は、本文書にしめされた諸政策が日本の大規模産業の大部分の所有関係へ影響を及ぼすということを用意している以上、該当するものとして解決されるべきである」と述べており、疑わしきは罰す方針も提示していた。これは、6つの基準の曖昧さも考慮すると、事実上、現地のGHQ担当部署の大幅な自由裁量の下で集排政策を実施しうることを意味しており、つまりはESS反トラスト課の積極的な集排政策の実施姿勢を許容する意義を有していた。

³³ “Johnston Report,” 26 April 1948, ESS(C)00115. 本文以下の引用箇所はpp. 12-13. 翻訳には、『朝日経済年史』(昭和二十三年版)朝日新聞社、1948年のpp. 218-231も参照した。

³⁴ また若干時期は下るが国務省高官の一部は、他に再編成が必要な企業として三菱重工業も認識していた (P. Nitze to C. Saltzman, 30 September 1948, Foreign Relations of the United States 1948 (以下、FRUS 1948と略称), Vol. VI, pp. 1024-1025).

ある³⁵。この中で陸軍省民事局のベイカー（Baker）大佐は、ジョンストン委員会から集排政策に関して次のような見解を聞いていると説明している。

- 「a. 大規模な（appreciable amount of）経済力集中ではなく、いくつかの小さな技術的再編成か調整が必要な製造業の企業は、そのような何らかの措置が行われた後に、指定リストから速やかに除かれるだろう。
- b. 経済力集中を有する少数の大企業は、速やかに再編成され、指定リストから除かれるだろう。[以下、引用者省略]」。

以上からわかるように、陸軍次官ドレイパーが率いたジョンストン委員会は、非軍事化の観点から集排政策の一定の実施の必要性を指摘しつつも、重点は緩和されることに置かれると考えていた。

さらにジョンストン委員会は1948年4月中旬までに、このような集排政策の緩和の方針についてGHQへ伝えて、マッカーサーやESS局長W・マーカット（William F. Marquat）らの受諾を得ていた³⁶。これは次の点から確認することができる。まず1948年4月17日、マーカットは会合でESS反トラスト課長ウェルシュに、米国政府の「政策が日本の経済復興に重点を移す方向に変化したのであるから企業再編成についての考え方も変えるべきである」と述べ、「明らかな過度経済力集中は20社あるいは25社程度」と伝えている³⁷。さらに、米国陸軍長官ケネス・ロイヤル（Kenneth C. Royall）はマッカーサーへ送った4月26日付の電信の中で³⁸、翌日にDRBと会合を持つことや、「[[陸軍次官の] ドレイパーは私に、あなたは明確に過度独占的な集中状態にある企業の再編成に重点を置く意図を有しているし、これは合理的に自由な競争状態にある企業を法の下で再編成することを必要としないことだ、と言っている。私は、これが持株会社整理委員会によって仮に指定されている325社の内の、比較的少数を実際に再編成することを含意する（involve）ものである、というのがあなたの考えだと理解している」と伝え、上記のジョンストン委員会の方針が、日本滞在中のドレイパーとマッカーサーとの間で合意済みであること、そしてそれが今や陸軍省の方針ともなっていることを、念押ししていた。

このようなジョンストン委員会の方針は、陸軍省から離米前のDRBへ確実に伝えられていたと考えられる。それは、上記したDRBとの会合の後にロイヤルが、DRBの「能力と検討済みの任務（contemplated duties）への熱意とに感銘を受けた」とマッカーサーへ伝えていることや³⁹、DRBがジョンストン報告書をマッカーサーへ渡す伝書使の役目を陸軍省から委託された事実⁴⁰、さらにDRBはロイヤルとの会合後に数日間のオリエンテーションを受けていることが確認でき

³⁵ LeCount to Marquat, “Conference with members of “Noce Mission” on deconcentration,” 28 April 1948, ESS(C)00135.

³⁶ 大蔵省財政史室編、三和良一執筆、前掲書、p. 520。このような方針は、逆にマーカットなどESS上層部から、ジョンストン委員会へ伝えられた可能性もある。マーカットらは1947年中からすでに、集排政策に懐疑的になっており、その行き過ぎを抑えようとしていたからである。コーヘン、前掲書、第19章。

³⁷ 同上書、p. 520。

³⁸ Royall to MacArthur, W80378, 26 April 1948, ESS(E)13591.

³⁹ Royall to MacArthur, W80610, 29 April 1948, AG(A)03459.

⁴⁰ ドレイパーはこれをマッカーサーへ通知している。Draper to MacArthur, W80729, AG(A)03459。これによりドレイパーは、DRBがジョンストン報告書の集排政策関係の記述の実現を保証する存在であることをマッカーサーに暗に伝えようとしたのであろう。

るからである⁴¹。以上からDRBは離米前に、ジョンストン委員会の方針やFEC230文書などに関する知見を十分に得ていたことはほぼ間違いなからう。

4. 来日後のDRBと米国政府との連絡

DRBが日本で活動した1948年5月から1949年8月までの間に、米国政府は集排政策の実施に関して、どのような意思疎通をDRBとの間で取ったのだろうか。またその際、米国政府は何らかの指示をDRBへ与えていたのだろうか。そこでまず、米国政府が集排政策に関してどのような電信をGHQと往復させているのかを検討し（米国政府とDRBの間の交信はGHQが媒介していた）、次にそれ以外の意思疎通に関して検討しよう。

DRB派遣から約3ヶ月後、陸軍次官ドレイパーは1948年8月12日付でマッカーサーへ電信を送り⁴²、DRBに対するマッカーサーの評価とDRBの実際の活動内容の月ごともしくは4半期ごとの報告とを要請している。これに対してマッカーサーは8月14日付で返信を送り⁴³、DRBの活動に満足している旨を伝え、定期的な活動報告書を送ることを約束した。ところがその後GHQが何もDRBの活動報告を送らなかつたことから⁴⁴、ドレイパーは10月23日付でマッカーサーへ初回の報告を催促し、そして極東委員会加盟国からの問い合わせに対応するため少なくとも4半期ごとの報告が欲しいことを伝えた⁴⁵。

10月23日付のドレイパーの催促に対して、GHQは2つの措置を取った。まずDRBへ定期的な報告書の作成・提出を求めるドレイパーの意向を伝えるとともに⁴⁶、集排政策に関する意思疎通のために委員の誰かをワシントンへ派遣することを求めた⁴⁷。DRBは早速第1回目の活動報告書を作成し、GHQはそれを11月3日付で陸軍省へ送信した⁴⁸。また5人の委員の内、ハッチンソンが米国へ派遣されることになり、12月7日に離日した⁴⁹。

この間に米国政府ではトルーマン大統領が、1948年10月9日に集排政策の緩和を含む対日占領政策の転換を規定した国家安全保障会議文書NSC13/2を正式に承認し、さらに11月にトルーマン

⁴¹ Royall to MacArthur, W80378, op. cit.

⁴² Draper to MacArthur, WAR87343, 12 April 1948, MacArthur Papers, MMA-13, Roll No. 184.

⁴³ SCAP to DA, C62994, 14 August 1948, ESS(D)12994.

⁴⁴ 恐らくこれに対応してESS局長マーカットは、DRBへ報告書の提出を口頭指示し、DRBは8月19日付で1枚少しの短い報告書を提出した。Campbell to Marquat, "Re Request for Brief Report on Activities of Deconcentration Review Board," 19 August 1948, ESS(D)13007。内容は、GHQ関係部署と会ったり日本の法令を調査したりしたこと、マーカットの要請により若干の見解を彼へ提出したこと、最近ようやく日本曹達の事案の提出を受けて勧告を出したこと等にとどまる。マーカットやマッカーサーは、DRBが審査活動をほとんどしていないことをワシントンへ知らせることを躊躇し、この報告書を送らなかつたと見られる。このために、ドレイパーは10月23日付で催促することになったのであろう。

⁴⁵ Draper to MacArthur, WAR91353, 23 October 1948, MacArthur Papers, MMA-13, Roll NO. 184.

⁴⁶ ESS局長マーカットから報告書作成が要請されている。Campbell to Marquat, "Report on the Activities of the Deconcentration Review Board", 30 October 1948, ESS(D)13007。これの添書きを参照。

⁴⁷ Campbell to Marquat, "Availability of Mr. Walter R. Hutchinson for Assignment," 4 November 1948, ESS(E)13594.

⁴⁸ SCAP to DA, C65098, 3 November 1948, ESS(D)13017.

⁴⁹ "Deconcentration Review Board Log Book," p. 1, MacArthur Papers, MMA-3, Roll NO. 18。当該資料に関しては、注58も参照。

が大統領当選を決めると、対日占領政策は決定的に新段階に移った⁵⁰。このような情勢下で、國務省占領地域担当國務次官補C・ソルツマン（Charles E. Saltzman）は陸軍次官ドレイパーへ12月3日付で書面を送り⁵¹、近く極東委員会でFEC230文書に関し声明を発するとの考えを伝え、そして声明発表後の極東委員会加盟国の反応への対策としてDRBの活動に関する情報が必要であるが、11月3日にGHQから送られた報告では不十分であるから、DRBの任務条項の改変の有無やDRBと持株会社整理委員会の勧告類に関する一層の情報を入手するように要請した。その後12月9日、極東委員会で米国代表が米国政府の方針としてFEC230への支持を撤回することを発表した後⁵²、12月23日に陸軍省はこの撤回方針への反応として極東委員会や米国議会で集排政策に関する問い合わせが生じるであろうことから、一層の情報が必要であることをGHQへ知らせた⁵³。これに対してGHQは12月31日付で返信し⁵⁴、所要の情報はワシントンへ派遣されたハッチンソンに求めるように伝えている。この後、GHQはDRBの活動に関して3回、定期報告を陸軍省へ送っているが⁵⁵、その他にGHQと米国政府間で集排政策に関する連絡は、GHQ文書等への筆者のこれまでの調査から判断するに、陸軍省による独占禁止法改正や銀行制度に関する情報の要請に関わることだけで⁵⁶、他にはなかったと推定される。

このように電信で見る限り、米国政府と、GHQおよびDRBは、集排政策に関し、活動状況の報告提出に関する応酬を行うにとどまり、他の何らかの意思疎通を行っていないかった。

では、電信以外の連絡手段ではどうだったのだろうか。米国へ派遣されたハッチンソンは1948年12月28日付でDRB委員長キャンベルへ書面を送っているが⁵⁷、米国政府高官との会合の内容に触れ、「私は東京とワシントンとの間の密接な連絡の明白な欠如のために、彼らが正確な状況を非常に不十分にしか知らされていないと述べなければならなかった」と記している。ここからDRBは、電信以外の連絡方法である書簡や電話も含めて米国政府との間で特に連絡を取っていないかったし、そのような連絡を行う義務も負っていないかったことを窺い知ることができる。またDRBの公式会合の議事録や活動日誌を見ても⁵⁸、上記の4半期ごとの活動報告関連の記述と来日した米国政府上層部との会合の記述とを除けば⁵⁹、来日後に米国政府から何らかの指示や連絡を受けたり、何か米国政府へ報告したりといった記述は見当たらない⁶⁰。

⁵⁰ シャラー、前掲書、第7章。

⁵¹ Saltzman to Draper, 3 December 1948, RRUS 1948, Vol. VI, pp.1054-1055。

⁵² Ibid., pp. 1056-59. FEC230文書に関して極東委員会では、米国に続き1949年5月に英国が支持を撤回したが、中国、フランス、オランダは支持を表明、他加盟国は態度保留のまま推移した。A. E. Rice, "Excessive Concentrations of Economic Power in Japan," 2 December 1949, FEC(A)0216。

⁵³ DA to SCAP, W81637, 23 December 1948, ESS(D)12993。

⁵⁴ SCAP to DA, C66735, 31 December 1948, ESS(D)13017。

⁵⁵ SCAP to DA, Z37825, 27 January 1949, ESS(D)13017; ESS to The Adjutant General, DA, "Copies of Report on the Activities of the Deconcentration Review Board," 19 April 1949, ESS(E)13595; ESS to The Adjutant General, DA, "Final Report," 20 August 1949, FOA01285。

⁵⁶ Draper to MacArthur, W82969, 19 January 1949, ESS(D)13017; SCAP to DA, C67248, 21 January 1949, ESS(D)13017; DA to SCAP, W83957, 10 February 1949, ESS(D)13017。

⁵⁷ Hutchinson to Campbell, 28 December 1948, ESS(D)13009。

⁵⁸ "Minutes," MacArthur Papers, MMA-3, Roll No. 17; "Deconcentration Review Board Log Book," MMA-3, Roll No. 18 (以下、各々、"Minutes"、"Log Book"と略称)。前者は会合録であり、後者は、DRBの1948年12月7日から1949年8月6日までの活動や出来事を簡潔に記した記録である。どちらも、DRBが作成したものである。両者とも日付によって索引可能のため、以下、ページ数の出典は記さない。

表1 集中排除審査委員会の審査事案66社への関係主体の見解・対応

企業はDRBの採決日付順、採決同日の場合には勧告日付順

企業名	ESS反トラスト課		HCLC	GHQ関係部署		集中排除審査委員会	
	1. 指令案*1 提出日付	結論		2. 委員会への 最終見解	3. 覚書・会合の有無 部署名	見解の結論	4. マッカーサーへの勧告[の結論部分]に関する最終動議の採決 採決日付
日本曹達	48/7/20	5か6社分割	-	-	-	48/8/19	指定解除 全5人賛成 無
日産化学工業	48/10/2	5か6社分割	-	-	-	48/10/14	指定解除 全5人賛成 無
日本鋼管	48/9/9	2か3社分割	-	-	-	48/11/1	指定解除 可決(賛否内訳は不明) 無
扶桑金属工業	48/8/28	4か5社分割	-	-	-	48/11/4	指定解除 全5人賛成 無
神戸製鋼所	48/8/28	3社分割	3社分割	-	-	48/11/4	指定解除 全5人賛成 無
日本製鉄	48/10/2	2社分割	集中	ESS	(不明)*7	48/11/15	2社分割 全5人賛成 無
王子製紙	48/10/2	6社分割	集中	NRS	(不明)*7	48/12/11	3社分割 全5人賛成 無
大日本麦酒	48/11/5	2社分割	集中	-	-	48/12/20	2社分割 全4人賛成 無
三菱電機	48/10/5	2社分割	分割反対	-	-	48/12/31	指定解除 可決(賛否内訳は不明) 無
日立製作所	48/11/24	4社分割	資産譲渡	IND、CCS	(不明)*7	49/1/24	資産譲渡 全4人賛成 無
東京芝浦電気	48/11/24	5社分割	資産譲渡	IND、CCS	(INDは不明)*8	49/1/25	資産譲渡 全4人賛成 無
日本電気	48/11/24	他社株処分	指定解除	-	-	49/1/28	指定解除 全4人賛成 無
松下電器	48/12/3	2社分割	非集中	-	-	49/1/29	指定解除 全4人賛成 無
日本石油	48/12/17	他社株処分	指定解除	G-4	(不明)*7	49/2/2	指定解除 全4人賛成 無
帝国石油	48/12/17	他社株処分	指定解除	NRS、G-4	(意見交換)	49/2/4	他社株・資産譲渡 全4人賛成 有
東洋紡績	48/11/27	4社分割	非集中	TEX	分割反対	49/2/24	指定解除 全4人賛成 無
大日本紡績	48/11/27	4社分割	非集中	TEX	分割反対	49/2/24	指定解除 全4人賛成 無
鐘淵紡績	48/11/27	6社分割	非集中	TEX	分割反対	49/2/24	指定解除 全4人賛成 無
富士紡績	48/11/27	2社分割	非集中	TEX	分割反対	49/2/24	指定解除 全4人賛成 無
日東紡績	48/11/27	2社分割	非集中	TEX	分割反対	49/2/24	指定解除 全4人賛成 無
倉敷紡績	48/11/27	4社分割	非集中	TEX	分割反対	49/2/24	指定解除 全4人賛成 無
大建産業	48/11/27	4社分割	非集中	TEX	分割反対	49/2/24	指定解除 全4人賛成 無
三井化学工業	49/2/2	2社分割	非集中	IND	(意見交換)	49/3/11	指定解除 全4人賛成 無
日本化薬	49/1/28	2社分割	他社株譲渡	IND	(意見交換)	49/3/11	他社株譲渡 全4人賛成 無
東洋高圧工業	49/2/4	3社分割	指定解除	IND	(不明)	49/3/18	指定解除 可決(Hutuk権、他4人賛成) 無
三菱化成工業	49/1/23	4社分割	3社分割	IND、PCM	分割反対	49/4/13	指定解除 可決(Cam·Woo反対、他3人賛成) 有
日新化学工業	49/2/4	3社分割	2社分割*4	IND、PCM	分割反対	49/4/13	指定解除 可決(Cam·Woo反対、他3人賛成) 有
昭和電工	48/12/3	3社分割	非集中	IND	(不明)	49/4/13	指定解除 可決(Cam·Woo反対、他3人賛成) 有
片倉工業	48/12/30	2社分割	指定解除	TEX	分割反対	49/4/14	指定解除 可決(Cam·Woo反対、他3人賛成) 有
三菱重工	48/11/24	4社分割	2社分割	IND	再編成延期*9	49/4/14	3社分割 全5人賛成 無
川崎重工	48/11/24	2社分割	指定解除	IND	(不明)	49/4/14	指定解除 全5人賛成 無
理研工業	48/12/21	2社分割	指定解除	IND	再編成反対*10	49/4/14	指定解除 全5人賛成 無
古河電気	49/1/14	2社分割	非集中	-	-	49/4/18	指定解除 全5人賛成 無
日清製粉	49/1/13	2社分割	指定解除	IND	再編成反対	49/4/25	指定解除 全5人賛成 無
日本製粉	49/1/19	2社分割	指定解除	IND	再編成反対	49/4/25	指定解除 全5人賛成 無

三菱倉庫	48/11/26	2社分割	指定解除	-	-	49/4/28	指定解除	全5人賛成	49/5/27	無
三井倉庫	48/11/26	2社分割	指定解除	-	-	49/4/28	指定解除	全5人賛成	49/5/27	無
住友倉庫	48/11	2社分割	指定解除	-	-	49/4/28	指定解除	全5人賛成	49/5/27	無
日本水産	48/12/10	2社分割	指定解除	再編成反対	IND、NRS	49/4/28	指定解除	全5人賛成	49/5/28	無
大洋漁業	48/12/10	3社分割	指定解除	再編成反対	NRS	49/4/28	指定解除	全5人賛成	49/5/28	無
日本セメント	48/11/23	2社分割	指定解除	再編成反対	IND	49/4/28	指定解除	可決(Woo反対、他4人賛成)	49/5/31	有
小和田セメント	48/11/23	2社分割	指定解除	再編成反対	IND	49/4/28	指定解除	可決(Woo反対、他4人賛成)	49/5/31	有
日本冷蔵	48/12/28	5社分割	指定解除	再編成反対	IND	49/4/28	指定解除	可決(Cam・Woo反対、他3人賛成)	49/6/9	有
東洋製缶	49/2/9	5社分割	分割反対*5	再編成反対	IND	49/5/3	2社分割	全5人賛成	49/5/26	無
東京瓦斯	49/1/13	監視*3	指定解除	-	-	49/5/5	指定解除	全5人賛成	49/5/31	無
大阪瓦斯	49/1/13	監視*3	指定解除	-	-	49/5/5	指定解除	全5人賛成	49/5/31	無
古河鋳業	49/1/14	2社分割	指定解除	再編成反対	IND、NRS	49/5/10	指定解除	全5人賛成	49/6/14	無
井華鋳業	49/1/20	2社分割	2社分割	現状維持	IND、NRS	49/5/10	2社分割	可決(Hut棄権[反対*1]、他4人賛成)	49/6/15	無
東宝	48/12	2社分割	指定解除	再編成反対	CIE	49/5/10	条件付解除*11	可決(Cam・Woo反対、他3人賛成)	49/6/24	有
松竹	48/12/10	2社分割	指定解除	再編成反対	CIE	49/5/10	条件付解除*11	可決(Cam・Woo反対、他3人賛成)	49/6/25	有
三井鉱山	49/1/20	3社分割	2社分割	現状維持*5	IND、NRS	49/5/10	2社分割	可決(Cam・Woo反対、他3人賛成)	49/6/27	無
三菱鋳業	49/1/20	4社分割	2社分割	現状維持*5	IND、NRS	49/5/10	2社分割	可決(Cam・Woo反対、他3人賛成)	49/6/28	無
北海道酪農協同	49/2/12	5社分割	資産譲渡	分割賛成	地軍	49/5/13	3か5社分割*12	全5人賛成	49/6/11	無
帝國纖維	48/12/30	3社分割	指定解除	再編成反対	TEX	49/5/13	指令案に同意	全5人賛成	49/6/23	無
電力10社*2	49/2/24	IND案に同意	集中	7社に再編成	IND	49/6/18	指令案に同意*13	全4人賛成(帰国前にCam要旨賛成)	49/6/17	無
日本通運	49/2/18	会社清算	他社株譲渡*6	資産譲渡	CTS	49/6/27	資産譲渡*14	全3人賛成(帰国前に他2人要旨賛成)	49/6/27	無
日本鋳業	49/1/21	2社分割	指定解除	再編成反対	IND、NRS	49/7/14	指定解除	全3人賛成(先日の分割可決を覆す)	49/7/14	無

資料：ESS(A)12629-30, 12645, 12653-54, 12714, (B) 16181, 16219-20, 16244-45, 16276, 16286, 16310-13, 16320, 16276, 16352-53, 16404-05, 16434, (D) 12557-58, 12702-03, 12715, 12775-76, 12825, 12860-61, 12878, 12924, 13051-53, 13070-72, (E) 13751, 13785-87, 13801-02, 13820-21, 13842, 13852-53, 13928-29, 13933-34, 13935, 13939, 13953, 13961, (F) 06509-13, 0625, 06551, 06554-55, (H) 01383, 01814, 01873-74, 01988-89, 01992, 02051-54, 02081-82, 02131, 02155, (I) 01052-53, 01087-88, 01095; "Minutes," MacArthur Papers, MMA-3, Roll No. 16; "Log Book," MacArthur Papers, MMA-3, Roll No. 17.

表注：* 1：北海道酪農と日本通運については後日、一部修正された指令案が提出された。* 2：10社を一括して指令案や勧告が作成されたため、まとめて表記。* 3：日本政府が監視機関を作るまで集排指定を継続。* 4：一部門の他社への譲渡も同時に行われている。* 5：但しもしも分割が避けられないならば、「2社分割」に同意。* 6：関連法規廃止と当社株式の一般放出も提言。* 7：委員会との接触は確認できないか、改めて判断要と提言 (CCS to DRB) "Recommendations pertaining to Disposal of Unprofitable Plants of the Tokyo Shibaura Electric Co.," 19 Jan. 1949, ESS(D)13068)。* 8：CCSは資産譲渡に賛成 (CCS to DRB) "Recommendations pertaining to Disposal of Unprofitable Plants of the Tokyo Shibaura Electric Co.," 19 Jan. 1949, ESS(D)13068)。* 9：工業課は、戦時期と比へて工場、倉庫、設備の激減や財閥本社との関係断絶等を指摘した上で、今後賠償政策による設備撤去の結果次第で、再編成が不要になったり企業分割ではなく資産譲渡で済んだりしないか、改めて判断要と提言 (Chi, IND to DRB, "Reorganization of Mitsubishi Jukogyo K.K.," 5 Apr. 1949, ESS(A)00719)。* 10：但しESS工業課は、理研自ら12社への再編成を望んでいるため、そう望むのであれば自主的な再編成は許可されるとした (Chi, IND to DRB, "Riken Kogyo K.K.," 11 April 1949, ESS(F)06521)。* 11：興行会社に自社の映画だけを独占的に上映させるプロック・ブッキング契約やその他独占的慣行の除去のための措置を、公正取引委員会が取ることを条件に指定解除。* 12：他社に一部工場売却の機会を与えるため、売却成約の場合は3社分割、不成就の場合は5社分割。* 13：但し、一部の追加措置を付加。* 14：他にCTSに就いて反対票を投じており、実際には反対だったと推測される。* 15：ハッチンソンは、49/6/16に2社分割の方針に基づいて作成された勧告案の承認を求める動議へは反対票を投じており、実際には反対だったと推測される。

注：1. 「-」は現時点で筆者が関連する資料を未発見であることを示す。2. 「公取」欄は勧告に公正取引委員会が監視が付帯条件としてあるか否かを、「少数」欄は勧告とは別に「少数者見解」があるか否かを示す。3. 下線表示は、その見解の典拠がDRBの「Log Book」にあることを、2重下線表示は、その見解の典拠がDRBの「Log Book」にあることを示す。4. 表中の記号の意味は次の通り。IND：ESS工業課、TEX：ESS繊維課、NRS：天然資源局、CCS：民間通信局、CTS：民間情報教育局、G-4：参謀第4部、PCM：ポープ化学工業調査団 (F・ポープ (Pope) が団長の米国派遣の調査団)、地軍：地方軍政管区指令部。以下は人名で、Hut：ハッチンソン、Cam：キャンペル、Woo：ウッドサイド。

米国に1949年3月まで滞在したハッチンソンは、直接ドレイパーら米国政府高官から何らかの指示を受けた可能性は残るが、少なくともそれはDRBへの公式の指示という性質のものではなく、ハッチンソンに対する個人的な非公式のものだったと考えられる⁶¹。ただこの点で注目には値するのは、1949年1月9日にハッチンソンがワシントンの極東委員会で行った報告である。ソ連や中国の代表も参加する国際会議上での報告である以上、報告内容は完全に個人的見解の表明ではなく、事前に米国政府の一定の査定を受けていたものと考えられるが、ここでハッチンソンは15社から25社を実際に分割すること（break-ups）になるだろうという見通しを2回に渡って述べている⁶²。この発言から前節で記した1948年4月16日のESSとの会合で陸軍省民事局のベイカーが述べた、再編成の対象となる「経済力集中を有する少数の大企業」として、この時点でDRB（ハッチンソン）と米国政府のいわば「共通見解」として15社から25社程度の企業分割が想定されていたことを窺い知ることができる。

以上から、前節での検討と合わせて考えると、DRBは、米国政府に対しては4半期ごとの事後報告を行う義務を有していたものの、離米前に米国政府から与えられた集排政策に関する方針とハッチンソンが滞米中に得た15社から25社程度の企業分割の方針の枠組みの中で、米国政府から独立して判断することができた。つまりDRBは、個々の事案の審査に関してほぼ自由裁量権を有していた⁶³。

5. DRBの審査過程

DRBはその審査過程において、上述の集排指定企業66社に関してESS反トラスト課が作成・提出した再編成計画の「指令案」（Proposed Order）を審査した⁶⁴。その審査結果はマッカーサーへ勧告され、彼の承認の後、その勧告は持株会社整理委員会（電力10社は公益事業委員会）と公正取引委員会によって執行された⁶⁵。

DRBの審査の実態を、表1をもとに検討しよう。DRBは1948年6月1日から1949年7月14日までに、基本的に委員だけからなる公式会合を全69回開催しており、そこで審査を行い勧告案の

⁵⁹ DRBは1949年2月2日には来日中の陸軍長官ロイヤーと会合を持って活動状況の報告を行い、同月14日に米国大統領特使J・ドッジ（Joseph M. Dodge）と「経済状況」を議論する会合を行っている。”Log Book”。

⁶⁰ ただ、資料から関連する記述が省略された可能性は残る。例えば、前注の来日した米国政府上層部とDRBとの会合で話されたことの詳細が、記述されていないからである。

⁶¹ 現時点で筆者は、米国派遣中にハッチンソンが米国政府から集排政策に関する何らかの指示を受け、日本へ戻ってから他のDRB委員へそれを伝えたことを示す資料を、見つけることはできていない。

⁶² “Appendix to the Minutes of the 138th meeting of Committee No.2 : Economic and Financial Affairs held on 19 January 1949,” p. 4, 6, FEC(B)0840。

⁶³ なお、DRBは形式上、連合国軍最高司令官（マッカーサー）の諮問機関であり、GHQの一機関であった。そしてESSが事実上の所属先となっていた。しかしながら、GHQの指揮命令系統上に組み込まれていたわけではない。DRBはマッカーサーのみに責任を有していたが、彼はDRBの審査に介入しなかったから、DRBはGHQ側の意思からも独立して判断することができた。この点については、別稿にて改めて扱う。

⁶⁴ 指令案は、ESS反トラスト課が作成・提出した再編成計画であるが、その際、集排指定企業に作成・提出させた自主的な再編成計画とその他の情報とを参考に作成されたことが、GHQ文書から窺い知ることができる。次の注も参照。

採決も行った（採決においては、まず勧告案の結論のみの採決をしてから、次に勧告案の採決を行う順序を取る場合もあった）⁶⁶。表1はここで行われた各社勧告案の採決を中心に、他にESS反トラスト課、持株会社整理委員会、そしてGHQ関係部署の対応を合わせて整理したものである。DRBを中心にしたこれらの諸主体の動向について、この表1をもとにして次の3点を明らかにすることができる。

(1) ESS反トラスト課が作成した指令案は、日本電気、日本石油、帝国石油、東京瓦斯、大阪瓦斯の5社を別として（これら5社には他社株処分、監視）、残りの61社へは企業分割を命じる厳しいものであった。これらの指令案は大部なものではないものの、各社の歴史・事業内容・市場特性等を踏まえた上で再編成案が結論付けられており、その他の関連文書を付記の上でDRBに提出された。

この66社の審査をDRBに付託したことは、前述したようにESS反トラスト課長ウエルシュが1948年4月17日にESS局長マーカットより「明らかな過度経済力集中は20社あるいは25社程度」と指示を受けていたことから考えると、命令違反に相当していた。ウエルシュはマーカットと節目節目での意思疎通を図りつつ集排政策を進めていたと考えられるから⁶⁷、それはマーカットの許可を取った上での行動であろうが、1948年初頭以降米政府やGHQ上層部における集排政策の転換が次第に明確になっていく状況の中で、命令違反にならないようにESS局長と折衝しつつ、66社もの指令案をDRBに提出したことからは、集排政策の推進を是とするウエルシュの強い信念を窺い知ることができる。このような信念は、次のような証言からも分かる。1948年9月11日にDRBがマーカット隣席の下で持株会社整理委員会へ「4原則」を通知したその日に、持株会社整理委員会の委員であった脇村義太郎は、「『司令部は緩和したけれども、お前たちががんばればいくらでもやれる。あくまでファイトせよ』と、ウエルシュはいままでどおりの強いことをいって私たちのほうを煽動」したと証言している⁶⁸。このような信念の背景にあった反トラスト思想については、DRBのそれとの関連において後述する。

(2) ESS反トラスト課の指令案を審査したDRBの採決は、常に全員一致ではなく、13社（三菱化成工業、日清化学工業、昭和電工、片倉工業、日本セメント、小和田セメント、日本冷蔵、井

⁶⁵ 持株会社整理委員会、ESS反トラスト課、DRB、ESS局長、そしてマッカーサーの集排政策の実施過程での役割に関する規程は次を参照。Marquat to DRB, “Operation Procedure re Law No. 207,” 10 June 1948, ESS(D)12994；大蔵省財政史室編、三和良一執筆、前掲書、p. 529。この規程にあるように、DRBへ提出して審査を仰ぐ指令案は、本来、持株会社整理委員会が作成しESS反トラスト課の許可・指示を受ける定めになっていた。しかし、実際にはESS反トラスト課が指令案を作成し、持株会社整理委員会は指令案自体の作成にはほとんど関与できなかったと見られる。このことは多くの事案に関するGHQ文書から窺い知ることができる。またこの事実をハッチンソンが米陸軍省高官へ指摘しているものとして、次を参照。Hutchinson to DA Officials, “Report and Summary of the Activities of the Deconcentration Review Board and the Deconcentration Program in General,” 3 January 1949, ESS(C)13009, pp. 6-7。この規程の上では本来、DRBが指令案を審査することは定められていなかったが、この規程とは別に1948年秋にDRBにそのような役割が認められた（この点は別稿で検討する）。なおマッカーサーはこの規程の上では、DRBの勧告を拒否できたが、実際にDRBへ拒否の回答をした事案はなかった。

⁶⁶ “Minutes”。

⁶⁷ セオドア・コーヘン、前掲書、第19章を参照。1947年から1948年に掛けて集排政策を進めるウエルシュとマーカット等のESS上層部との間に次第に意見対立が生じるものの、意思疎通自体は十分に行われていたと見られる。

⁶⁸ 脇村義太郎「占領下の財界」安藤良雄編『昭和経済史への証言 下』毎日新聞社、1966年、p. 190。

表2 集中排除審査委員会の勧告に添付された少数者見解

文書日付	企業名	見解を示した委員	少数者見解の概要	言及されたGHQ他部署
1949/3/24	昭和電工	キャンベル、 ウッドサイド	指令案の3社分割（肥料・化学2社、金属1社）には反対。ただ、同社は窒素肥料とアルミニウム工業で重要な位置を占めているが、各々に関する事業部門で互いに関連しない製品を生産している。従って、アルミなどの金属部門を分離し新会社を設立すべき。 ^{*3}	ESS工業課
1949/3/26	三菱化成工業 ^{*2}	キャンベル、 ウッドサイド	同社は三菱本社の子会社数社が戦時中に合併して誕生し、合併による技術・生産上の利点がないまま存続している。また板ガラスの生産能力の60%を占有。従って、指令案の4社分割措置（ガラス2社、繊維1社、化学1社）に賛成する。 ^{*4}	ESS工業課
1949/3/31	日新化学工業	キャンベル、 ウッドサイド	指令案の肥料・化学部門分離案は業界に競争があるため反対だが、アルミナ部門分離案は賛成。ただ単体では存続不可の経営環境のため、元々一体操業してきた精錬子会社と合併し新会社を設立すべき。 ^{*3}	ESS工業課
1949/3/31	片倉工業	キャンベル、 ウッドサイド	指令案は絹業への適切な考慮を欠いており、反対。ただ片倉と郡是2社で生糸の輸出市場を支配し、片倉は価格や国内・輸出市場に影響を及ぼす地位にある。従って、2社に分割すべき。 ^{*5}	
1949/5/31	日本セメント	ウッドサイド	セメント生産能力の29%を占め、小和田セメントと両社で投売・価格操作しうる産業構造が残存。指令案は南北2社の地理的分割を提示しているが、それには反対。しかし、何らかの別形式で2社に分割すべき。	ESS繊維課
1949/5/31	小和田セメント	ウッドサイド	セメント生産能力の29%を占め、日本セメントと両社で投売・価格操作しうる産業構造が残存。指令案は南北2社の地理的分割を提示しているが、それには反対。しかし、何らかの別形式で2社に分割すべき。	
1949/6/9	日本冷蔵	ウッドサイド、 キャンベル ^{*2}	21の県で製氷能力の30%以上を占め、価格統制が解除されれば価格操作する可能性あり。また株式保有する企業を通して競争制限が可能。従って、指令案の5社分割と所有する他企業株式の処分とに賛成する。 ^{*6}	
1949/6/13	東宝・松竹 ^{*5}	ウッドサイド、 キャンベル ^{*2}	当該2社だけが制作・配給・興行3部門を所有。従って、より競争的な状態にするために、指令案の2社分割（制作・配給1社、興行1社）に賛成する。	
1949/6/17	三井鉱山	ウッドサイド、 キャンベル ^{*2}	日本最大の炭鉱会社で採掘量の16%を占め、良質炭の出る九州と北海道の主要炭鉱は他2社との3社で占有。鉱物資源支配は財閥の他産業参入の手段だった。従って、指令案の3社分割（炭鉱2社、金属1社）に賛成する。	

資料：MacArthur Papers, MMA-3, Roll No. 16; ESS(E)13588, 13589。

表注：*1：東宝と松竹の少数者見解は1つの文書。*2：本文はウッドサイドが作成したが、帰国前のキャンベルの結論への賛成があったことが特記されている。*3：昭和電工と日新化学工業の分離会社は、一定期間各社の子会社とする、とある。*4：三菱化成工業の分割は現在の状況では逆効果であり、現存する政府統制が効果的な競争を不可能していることから、分割の延期は許可されうる、とある。*5：片倉工業の分割は復興計画への影響やより適切な分割案作成のために延期してもよい、とある。*6：指令案にある日本冷蔵の5社分割案自体には賛成するが、詳細は再検討の余地あり、とある。

注：1. 分割しても、新会社は経営上困難に陥ることはない日本経済に悪影響を与えないとの見解もみられる（三井鉱山、日本・小和田セメント、昭和電工）。少数者見解に記されていることから、この点は、DRB内の「緩和派」の委員との議論の論点だったと考えられる。

華鋳業、東宝、松竹、三井鋳山、三菱鋳業、日本鋳業)の採決では委員間で対立が認められた。この13社の事案での委員各自の投票行動から分かることは、この対立が主に、初代委員長キャンベルとウッドサイドからなる、集排指定企業に再編成を命じることに比較的積極的な「推進派」と、ロビンソン、ハッチンソン、バーガーの3人の委員からなる、それに比較的慎重な「緩和派」との間で行われたということである⁶⁹。

まず、推進派のキャンベルとウッドサイドの集排政策に関する考え方や信条から検討しておこう。2人はマッカーサーへの勧告の内の9件に、表2のような「少数者見解」(Minority Report)を付記した⁷⁰。9件の内、2件については、ウッドサイドのみの責任で作成されたものであるから、全ての事案で2人の見解が一致していたわけではなかった。しかし、9件の内4件は連名で作成されており、また他の3件(日本冷蔵、東宝・松竹、三井鋳山)については、本文はウッドサイドが記したが結論にキャンベルの賛成があったことが分かるから、2人はほぼ同様の考え方や信条を有していたと見られる。これら少数者見解から2人は、価格操作等が可能となる産業構造や寡占を嫌い、より競争的な市場を適切なものと考えていたことが分かる。これらは明らかに、19世紀後半期以来、発展してきた米国の反トラスト法・思想に由来するものであった。米国では、1890年のシャーマン法の制定以降両大戦間期にかけて反トラスト法の整備が進められ、その運用の経験も蓄積されていた⁷¹。米国では反トラスト法に基づいて実際に企業分割が行われた事例もあったから(1911年に判決が下されたスタンダード石油やアメリカン・タバコの事例等)、集排政策は、前述したような米国の安全保障上の利害だけではなく、反トラスト法・思想をも反映したものであった。

ここで、ウッドサイドの考え方や信条に関して検討しよう。ウッドサイドに関する資料が残っていて、検討しやすいためである。彼は、後述するような形で提供された持株会社整理委員会の情報や見解(特にある集排指定企業のいる市場が競争的であるとするような情報)をそのまま信じることはせず、反競争的行為が疑われる事案に対しては、少なくとも公正取引委員会の監視が必要である、と考えていた。つまり、疑わしきは罰するという比較的厳しい方針を有していた。これは、扶桑金属工業(1935年設立の住友金属工業が1945年に商号変更)の事案に関する彼の見解を他の委員へ伝えるために記された文書から窺い知ることができる⁷²。ウッドサイドは扶

⁶⁹ DRB内部の対立に関しては、マッカーサーとESS局長マーカットも”split decisions”が行われているとして、把握していたが(Marquart to MacArthur, 17 June 1949, MacArthur Papers, MMA-3, Roll No. 16)、静観するにとどまったと見られる。またESS反トラスト課長ウェルシュも、20年以上経ってからのインタビューであるが、DRB内部で「常に完全な意見の一致が保たれていたわけではなかったことは述べておく必要がある。いくつかの点ではメンバー間に議論があった」と証言している。大蔵省財政史室編「財政史ニュース特別16号」(事務連絡第264号)1973年8月16日、p.7。

⁷⁰ 元々、少数者見解を要望したのはマッカーサーであった。彼は、もしも全員一致の決定が行われなければ、その少数者の意見も提出してほしい旨をDRBへ伝えていた。MacArthur to Robinson, 6 August 1949, MacArthur Papers, MMA-3, Roll No. 16。

⁷¹ 占領・復興期までの米国の反トラスト法や関連する反トラスト思想に関しては、例えば、次の文献を参照。通商産業大臣官房調査統計部調査課『調査報告 第39号』「アメリカにおける独占禁止政策の変遷」、1950年7月；公正取引委員会事務局編『アメリカにおける反トラスト法六十年史』公正取引協会、1956年。また、関連する文献として、次を参照。越後和典『反独占政策論—アメリカの反トラスト政策』ミネルヴァ書房、1965年；松下満雄『アメリカ独占禁止法』東京大学出版会、1984年；村上政博『アメリカ独占禁止法—アメリカ反トラスト法 [第2版]』弘文堂、2002年；松下満雄・渡邊泰秀編『アメリカ独占禁止法 [第2版]』東京大学出版会、2012年。

桑金属工業の事案について、ESS反トラスト課が提案しているような企業分割には反対しているものの、同課が存在を指摘する他の生産者とのカルテル組織や配給先等との不当な協定・契約が存在する可能性を否定できないことと、また戦時期までの住友財閥との密接な資本・金融関係が今後本当に解消されるのか懸念が残ることとを理由に、集排指定の継続と、持株会社整理委員会と公正取引委員会による今後の監視が必要だとの見解を示している。ここでウッドサイトは、明白な反競争的行為が発見できていないとしても、反競争的に作用する何らかの可能性が存在すれば、それだけで再編成による是正措置や少なくとも公正取引委員会の監視が必要であると考えていたことが分かる。このようなことは、表2の少数者見解からも窺い知ることが可能である。

さらに上記の扶桑金属工業に関する文書の中でウッドサイトは、それら他の生産者とのカルテル組織や配給先等との不当な協定・契約を、持株会社整理委員会は存在しないと調査報告しているが、DRBはそれを検証することは不可能だとも述べている。ここから窺い知ることのできることは、ウッドサイトには情報の提供者としての日本側への一方的な信頼を避けようとする傾向があったことである。持株会社整理委員会常務委員だった野田岩次郎も「一番、企業とは距離をおき、私たち〔持株会社整理委員会〕からも離れて、独自の判断をしようとしたのはSEC〔米国証券取引委員会〕のウッドサイドだった」と証言している⁷³。後述するように、持株会社整理委員会はDRBの審査に一定の影響を及ぼしたが、ウッドサイトのように持株会社整理委員会へ懐疑的な目も向けていた委員は、集排指定企業に関する情報や見解の提供主体として、どちらかと言えばGHQ関係部署に対してより信頼を寄せていた可能性があるだろう（表2の最右欄も参照）。

次に、緩和派の3人の集排政策に関係する考え方や信条について検討しよう。ハッチンソンとバーガーの集排政策についての見解を示す資料を現時点で筆者は発見できていないので、ロビンソン（後述するように2代目のDRB委員長に就くことからDRB内でも発言力が強かったと考えられる人物である）が、集排政策に関する考え方を1948年8月20日付でESS局長マーカットに披歴した文書に注目する⁷⁴。ロビンソンは、マーカットへ「私は自由で公正な競争的企業の徹底的な信者」だが、「私の哲学では、大きいこと自体は悪いことではない（There is not, in my philosophy, anything wrong in bigness itself）。その力を時に行使する、悪用される大きさこそが、警戒されるべき対象である。・（引用者省略）・ある人が合法的なやり方にて自分で作った産業上の記念物の大きさを制限することは、自由で公正な企業のインセンティブを破壊することである。法に適合している大きさは、米国人がそれを使って産業的に大きくなった力強いインセンティブの1つである。いかなる米国人も自分で産業上の帝国（an industrial empire）を作ることは自由である。もしもそうすることで、大いに大衆に貢献し、競争を制限したり傷つけたりせずに、そして他人が同様のことをする同等の権利を制限しないのであれば。もし自由で公正な企業が—これは産業民主主義のまさに活力源であるが—当地もしくは本国で活動するとしたら、他にどのようにして生き残っていくのであろうか」（傍線は引用者）と述べている。

また1949年4月28日のDRBの公式会合で、日本冷蔵の勧告案に関する採決が行われた際に（ロビンソンは指定解除に票を入れていた）、ロビンソンは会議録に彼の「付記」（Remarks for the

⁷² Woodside, "Memo for File," 28 October 1948, ESS(D)13033.

⁷³ 野田岩次郎『財閥解体私記』日本経済新聞社、1983年、p. 185。

⁷⁴ Robinson to Marquat, 20 August 1948, ESS(E)13588。なぜこのような文書（書簡）をロビンソンがマーカットへ送ったのかは、不明である。

Minutes) を載せさせた。それによれば、日本冷蔵に関して、確かに規模が大きいものの危惧すべき程ではないことを述べている⁷⁵。

これらでロビンソンが主張していることの主旨は、現実に存在する大企業の擁護と、今後の大企業の出現を制限することへの忌避感であった。また、ある企業が大企業であっても、その企業が参入している市場が競争的であるならば、必ずしも再編成等を行う必要はない旨も事実上述べている。そして、このような信念を有していたロビンソンは、後述する日本鋳業の事案から推定できることであるが、たとえ寡占を形成する企業であっても、寡占というだけでその企業の解体を行うことは適切なことではないとも考えていた。

またロビンソンは、この付記の中で陸軍省から指示された方針に配慮を示していた。ロビンソンは上記の日本冷蔵の事案に関する付記において、次のようにも述べている。「その上、日本にとって極めて重要で直ちに必要なのは、全体にわたる迅速な産業の復興である。そのような復興は、不可避の秩序の乱れ (dislocation) と分割に必然的に備わる混乱とによって促進されはしない」。彼はこのような内容の付記を載せることで、他の委員に対して、再編成を行い過ぎると陸軍省から指示を受けた集排政策の方針から逸脱することになると指摘したかったのであろう。

ロビンソンの上記のような大企業擁護の考え方は、少なくとも基本線において、ESS局長マーカットの賛意を得ていた。マーカットはロビンソンの上記の1948年8月20日付の文書に返信して次のように記している。「私はもちろん、現代民主主義社会における大企業 (Big Business) の必要性と利点とについてあなたの見解に完全に同意する。自由で競争的な企業に完全な利点を与えている資本主義的制度は今日、世界中の他の全ての制度と比べてその価値を証明してきた。・・ (引用者省略) ・・ マッカーサー將軍はしばしば、実質的に同じ調子のことを表明している」(傍点は引用者)。ロビンソンは集排政策上の「敵対者」であるESS反トラスト課の上司に当たるマーカットから大企業擁護の考え方について賛同を受けて、意を強くしたのであろう。

なお、他の緩和派の委員であるハッチンソンやバーガーは投票行動から推定するに、ロビンソンと全く同じわけではないにしても、考え方や信条の傾向は一致していたと言える。それでも彼ら3人の間に相違点もあっただろうが(表1の各自の投票行動を参照)、その詳細を資料上の制約から把握するのは困難である。断片的ではあるが、何らかの強い意見対立の存在については、次のような資料から窺い知ることができる。1949年7月14日に66社の全ての事案に関する審査が完了した直後の7月15日付でバーガーは、ESS局長マーカットへ書簡を送ってDRBの委員から離れることを伝えているが、そこで「この変化 [バーガーのDRB委員辞職を指すと見られる] は、ロビンソン氏の発送電・配電に関する勧告からそこに存在する挑発的な要素 (any existing provocative element) を除去するだろうし、最高司令官 [マッカーサー] へその勧告を即座に発送することを可能とするだろう」と述べている⁷⁶。詳しい事情は不明であるが、電力10社の事案についてロビンソンとバーガーの間で、マッカーサーへの勧告の送付を延期せざるをえないような何らかの見解の相違が起きていたことが分かる。緩和派内が一枚岩でなかったことは、留意すべき点であろう。

ところで、ロビンソンが上記のマーカットへの文書の中で「自由で公正な競争的企業の徹底的な信者」と述べていることから明らかなように(マーカットも同様なことを述べている)、ロビンソンは反トラスト思想への反対者ではなかった。実際、ロビンソンは、明らかに寡占度の

⁷⁵ "Minute".

⁷⁶ Burger to Marquat, 15 July 1949, ESS(E)13593.

高い企業である日本製鉄や王子製紙等の事案では企業分割に賛成票を入れている。また推進派のキャンベルとウッドサイトも、66社の事案の全てについて再編成を主張しているわけではなく、指定解除に投票している事案もあるから（表1）、単純に反トラスト思想に基づいて再編成を企図していたわけでもない。さらに両派の中においても、時には意見に食い違いがあったことは上述の通りである。このようなDRB内の集排政策に関する多様な立場を、ESS反トラスト課の立場も含めて統合的に理解するためには、米国における反トラスト法の解釈に関する次の2つの原則を理解する必要があるだろう。

米国では、8条しかないシャーマン法はもちろんのこと、他の法令にしても、法廷でのその条文の具体的な適用に際しては判断に困る場合があった。そこで、ある行為が反トラスト法上の違法にあたるかどうかを判断する際の基本的な考え方として、米国では1910年代以降、現在に至るまで、「当然違法（per se illegal）の原則」と「合理の原則」（rule of reason）の2つが存在している⁷⁷。「当然違法の原則」とは、「ある一定の行為についてはその行為の形式が備わっているだけで違法とし、その行為が市場に与える影響、その事件における特殊状況との関係での当該行為の当不当などについてケース・バイ・ケースの判断をする必要はないというものである」。他方で、「合理の原則」は、「ある一定の行為類型については、その当不当の判断はその行為が市場に与える具体的な反競争効果の有無により、ケース・バイ・ケースに行うという原則である。」「『合理の原則』の適用を受ける行為類型においては、ある行為の形が備わるとすぐにそれが違法とされるということではなく、その行為が反競争効果を有することをそれが行われる市場との関係で具体的個別的に立証して初めて違法とされる」というものであった⁷⁸。従って、当該行為が、実質的にどれだけ反競争的であるかが問題とされる（その行為が法の条文上では違法であっても、有罪とならない場合もありうるということである）。

この2つの原則は、19世紀後半期以降反トラスト政策が活発に議論・実施されてきた米国では⁷⁹、司法関係者や実業家にはよく知られていたと考えられる。DRBやESS反トラスト課には法律の専門家が存在しており（例えばDRB委員ハッチンソンは弁護士）、またDRBはもちろんのことESS反トラスト課も米国人のみで運営されていたと見られる上に、資料上明らかなように米国の反トラスト法や法慣習が意識されつつ集排政策が実施・審査されていることから、この2つの原則を彼らは知っていただろう。ただし、ESS反トラスト課員やDRB委員がこの2つの原則を判断のための準拠枠として明確に認識していたか否かに関しては、資料上の制約から実証でき

⁷⁷ 本文以下の引用を含め、次を参照。松下満雄・渡邊泰秀編、前掲書、p. 15。また注71で挙げた諸文献でもこの2つの法解釈の原則について、触れられている。また合理の原則は、元々20世紀初頭にシャーマン法に基づいてスタンダード石油やアメリカン・タバコなどの企業分割を行うために、裁判長のE・D・ホワイトが導入した論理であった。

⁷⁸ 現在の米国の反トラスト法の法理論では、それぞれが適用されるべき行為類型に相違があるとされる。当然違法の原則が適用されるとされる行為類型は、「競争者間の価格協定、市場分割協定などのいわゆるカルテル、共同行為による取引拒絶すなわちボイコット、およびある種の抱き合わせ契約」であり、合理の原則が適用されるとされる行為類型は、「私的独占」、「垂直的地域取り決め」、「排他条件付取引」などである。松下満雄・渡邊泰秀編、前掲書、p. 15。ただし、米国における実際の裁判では、例えば、裁判官が従来の判例に従うのであれば当然違法の原則が使用されるべき案件で、合理の原則を使用するように変更する場合もある。そのような例としてロバート・ピトフスキー編、石原敬子・宮田由紀夫訳『アメリカ反トラスト政策論—シカゴ学派をめぐる論争』見洋書房、2010年、p. 47に挙げられている事例を参照。従って、法理論上はともあれ、実際の裁判で行為類型の相違に基づき2つの原則が必ずしも画一的・機械的に適用されるわけではない。

⁷⁹ 通商産業大臣官房調査統計部調査課、前掲書；公正取引委員会事務局編、前掲書。

ない。それでも、この2つの原則をもとにして彼らが判断していたと措定するのであれば、彼らの集排政策に関する考え方や信条を次のように体系的に理解することができる。

まずESS反トラスト課は当然違法の原則に基づいて、66社の指令案において再編成を要求していた。それぞれの指令案の大半には、なぜ当該企業が集排指定を受けたのか理由が付記されたが、それは、元々ESS反トラスト課が前述のFEC230文書を参照して作成したと見られる「鉱工業等の部門における過度の経済力の集中に関する基準」（昭和23年2月8日持株会社整理委員会公示第2号）にある集排指定の認定基準に拠って作成されたと推測される⁸⁰。ESS反トラスト課は、この認定基準という「形式」を満たして集排指定を受けた企業がそれだけで再編成を受ける理由を備えていると前提し、その指令案を作成したと考えられる。ESS反トラスト課にとって、66社の集排指定企業が実際にどれだけ反競争的であるかどうかの検証自体は、もはや大きな問題とされていなかったのであろう⁸¹。

他方でDRBは全体として、上述のウッドサイトやロビンソン等に関する検討から、66社の事案に対するFEC230文書や集排法の適用について合理の原則を採用していたと評価できる。そして基本的に推進派は、個々の事案を審査した上で、反競争的行為が存在する可能性が高いと判断できれば再編成が適用されるべきであるという考え方であったが、対して緩和派は、審査した上で反競争的行為の存在が明確に判明しないのであれば再編成を適用すべきではないという考え方であったと推定される。

DRBは審査基準として1948年9月に公表した「4原則」の中で、反競争的であることが「明白なる場合」（*prime facie case*）でなければ再編成を行わない旨を規定していたから⁸²、それに従えば推進派よりも緩和派の考え方に沿って審査が行われなければならなかった。しかし実際の審査においては、当時の日本では経済統制が敷かれていて平時経済における情報が入手できなかったことから、「競争制限をおこなう潜在的な能力、可能性がある」と判断される場合に集中排除措置をとる」という方法を取らざるを得なかった⁸³。そのため、実際には緩和派も各事案において、反競争的行為の何らかの可能性に焦点を当てて判断を下さざるを得なかったと考えられる。

なお、このようなDRBの推進派と緩和派のそれぞれの考え方は、その後1950年代以降に米国の反トラスト法関連の政策形成者や研究者等の間で生じたハーバード学派とシカゴ学派のそれぞれに類似している⁸⁴。このハーバード学派の立脚する伝統的産業組織論の考え方の源流とみなしうる、1930年代にE・チェンバレンやJ・ロビンソンらが発展させた独占理論が、FEC230文書やESS反トラスト課長ウェルシュに影響してしていたことは持株会社整理委員会の委員であった脇村義太郎によって指摘されている⁸⁵。同様にそれらの独占理論は、DRBの推進派のキャンベルとウッドサイトにも一定の影響を与えていたと推測される。

次にDRB内の上記のような推進派と緩和派の間の対立が審査過程において、どのように推移

⁸⁰ この点は10大紡に関する事案に関して、次の研究において明らかにされている。他の事案でも同様であったと推測される。大畑貴裕、前掲書、pp. 212-213。また「鉱工業等の部門における過度の経済力の集中に関する基準」は、次を参照。持株会社整理委員会、前掲書、1948年、pp. 226-240。

⁸¹ 例えば、10大紡の指令案においてESS反トラスト課は、10大紡が現在、反競争的か否かという点に関する検証をほとんどしておらず、代わりに戦前の紡績企業のカルテル行為や戦時期の統制への助力、現在の寡占的地位が反競争的になる可能性を有しているという旨の指摘がされているだけである。大畑貴裕、前掲書、pp. 212-213。

⁸² 大蔵省財政史室編、三和良一執筆、前掲書、p. 532。

⁸³ 同上書、pp. 545-546。

したのかについて見ていこう。この両派の対立は、表1から1949年3月18日以降の採決で急に表面化したことが分かる。その主な契機はタイミングから見て、3月17日の会合で行われたハッチンソンの出張帰りの口頭報告であったと考えられる。3月13日に日本へ戻ってきた彼はここで、陸軍省、国務省、司法長官、極東委員会に対する自身の報告やそれらとの会合の様子を報告しているが⁸⁶、ここでDRBのこれまでの活動を肯定したワシントンの高官らの姿勢も説明したと考えられる。陸軍次官ドライバーは、1948年12月末のハッチンソンとの会合で、DRBは「全体として非常に賞賛に値する」と高く評価していた⁸⁷。さらにドライバーはハッチンソンへ、「集中排除審査委員会の効果的な努力」への彼の貢献を認め、感謝状に当たる文書を渡している⁸⁸。当然、これらのことの詳細についてハッチンソンは、3月17日の会合で他の委員へ報告したであろう。

ただし、次の意味において、ハッチンソンが報告したワシントンのドライバー等のDRBへの肯定的な評価に関して、委員によって解釈の重点や捉え方が分かれた可能性がある。推進派のキャンベルやウッドサイドは、日本製鉄や王子製紙等で勧告した企業分割が米国政府高官に支持されたことを確認する思いであったろうし、他方、緩和派のロビンソンにしてみれば、むしろ、その他多くの事案での指定解除について米国政府高官が肯定していることに注意を向けて意を強くしたことであろう。さらにハッチンソンが極東委員会で述べた、約15社から25社という企業分割数の見込みもこの会合で報告されたであろうが、これは推進派にすれば、3月17日の時点で企業分割は4社の事案にしか勧告していなかったから（表1）、一層の企業分割の積み増しの容認と解釈されたであろう⁸⁹。

審査過程において推進派と緩和派との間に交わされた議論の詳細は、残されているDRBの会

⁸⁴ ハーバード学派は1950年代にJ・ベインにより体系化された伝統的産業組織論に基づく。「市場構造（集中度、参入障壁など）のいかに市場行動に影響し、市場成果の良否を左右するという仮説を導出した」。従って彼らは「競争政策上、市場構造を競争的に形成・維持することを重要視し、厳格な合併規制の執行に加え、独占的大企業に対しては企業分割も辞さない強い立場で臨むべきだと主張した」。ロバート・ピトフスキー編、前掲書、p. i [訳者はしがき]。これに対してシカゴ学派は、A・ディレクターやM・フリードマンの考え方に基づいており、「独占的大企業や寡占企業は、効率的な成果を反映して市場でのシェアを高め、利益もあげているのに、このような企業を分割によって懲罰することは本末転倒であると批判した。彼らによれば、反トラスト政策ではカルテルは厳格に規制しなければならないが、合併規制や独占企業に対する政策は大幅に緩和すべきと主張した」。同上書、pp. i - ii [訳者はしがき]。またシカゴ学派はその後、米国において「現代の反トラスト法の最有力思想」となり、「最近の反トラスト法に関する最高裁判例はこの思想を反映している」。松下満雄・渡邊泰秀編、前掲書、p. 16。

⁸⁵ 脇村義太郎「占領下の財界」、前掲書、p. 194。

⁸⁶ "Minutes"; "Log Book"。

⁸⁷ Hutchinson to Campbell, 28 December 1948, ESS(D)13009。ハッチンソンはキャンベル宛のこの書簡の中で、ドライバーやその他の陸軍省官僚との会合に関して、「今の時点で私は、我々の進行具合の報告の受け止められ方が非常に好感度である（the reception of the account of our progress has been excellent）ということあなたに伝えることができる」と述べている。ドライバー以外の陸軍省高官たちも概ね、DRBの活動を高く評価していたと推定される。

⁸⁸ この文書の前半は次の通り。「この書簡は、日本の過度経済力集中排除に関する集中排除審査委員会の効果的な努力においてあなたが果してきた役割、および日本占領の困難な経済問題、特に日本企業の組織と構造、そして相互関係に関する問題に関して、連合軍最高司令官へ助言する際の委員会のメンバーの働きにおいてあなたが果してきた役割に対して、感謝の念を表明するものである」。Draper to Hutchinson, 30 December 1948, ESS(D)13009。ただし前注の資料も含めてこれらで示されているDRBの活動への賞賛は、1948年末までのDRBの集排指定企業への再編成適用の「推進」と「緩和」のどちらの活動への肯定なのかに関しては、明確ではない。

議録等の資料に議論の内容が記載されていないため不明である。議論の一部について、表2の少数者見解や本稿が引用している他の資料から断片的に窺い知るにとどまる。

結局のところ、DRBの審査において推進派は2人であり、5人で行う採決には不利であった。それを反映して実際に、採決は緩和派寄りに決着が付けられた(表1)。こういったこともあり、推進派の2人は自分の意見が通りにくいDRBでの活動に、徐々に嫌気が差したと考えられる。実際、66社全ての事案の審査がまだ完了していないにもかかわらず、委員長のキャンベルは1949年5月8日に離日し⁹⁰、ウッドサイドは6月22日に離日した⁹¹。帰国理由に関しては、キャンベルは個人的なビジネスのためであると陸軍省に伝えているものの⁹²、この2人がマッカーサーへ出した離日の挨拶状には、2人とも帰国を急ぐ具体的な所要の記載はなく、DRBの任務の実質的完了という曖昧な理由しか記載をしていない⁹³。おそらく、決定的な帰国理由はなかったと考えられる。まだ審査が終了していないのに、さしたる理由もなく委員長を含む2人が帰国したのは、DRB内の対立が影響していると考えるのが自然であろう。

2代目の委員長には、ロビンソンが1949年5月19日に就いた⁹⁴。すでに66社の大半の採決が完了しており、緩和派の彼が委員長に就任したとしても審査の大勢に影響は与えられなかった⁹⁵。ただ、最後の審査対象となった日本鋳業の事案における集排指定解除の採決に関しては、ロビンソンの意向が強く働いたと考えられる。もともと、5月10日のDRBの会合でESS反トラスト課提出の指令案(2社分割)が一旦、可決されたが、その際、ロビンソンは1人反対に回っていた(ハッチンソンは棄権、他の3人は賛成)⁹⁶。しかしロビンソンが委員長に就いた後、6月13日と6月18日の会合で日本鋳業に関して議論が再び行われており、その際、6月13日にハッチンソンは棄権を撤回し、指令案への反対を表明している。そして7月14日の会合で再度、採決が行われて、一転して指令案の可決の撤回を意味する指定解除が可決された。推進派の2人の帰国を好機とみて、ロビンソンが他の委員2人へ働きかけて指定解除へ向かって行動したのだろう⁹⁷。

しかしながら、審査過程において推進派の2人の見解が全く無視されたわけではなかった。表

⁸⁹ なお、対立の表面化が1949年3月18日以降に急に生じたこと背景には、表1のESS反トラスト課の各指令案の提出日付と委員会の各勧告案の採決日付との順序が強く相関していない点から見て、意見の相違が見込まれた案件の採決が、ハッチンソン復帰頃まで、延期されていた可能性もある。

⁹⁰ SCAP to DA, Z11799, 30 May 1949, MacArthur Papers, MMA-13, Roll No. 184.

⁹¹ "Log Book".

⁹² SCAP to DA, Z11799, op. cit.

⁹³ Campbell to MacArthur, 16 May 1949, MacArthur Papers, MMA-3, Roll No. 11 ; Woodside to MacArthur, 20 June 1949, MacArthur Papers, MMA-3, Roll No. 55.

⁹⁴ "Minutes".

⁹⁵ 元々DRBの委員長の権限は、他の委員に優越するものではなかった。1948年6月3日のDRBの公式会合で、委員長は主に「議長という職が通常有する任務と考えられることに従って」活動すると決められていたに過ぎなかった。"Minutes"。具体的な機能としては、対外的な折衝を主導したり、審査の段取りを取り決めることであったと見られる。

⁹⁶ 日本鋳業に関する勧告はDRBよりマッカーサーへまだ提出されていなかったと見られる。ロビンソンはそれを利用して、一旦採決した日本鋳業の事案を指定解除へと導いたのであろう。本文以下の日本鋳業の記載は、"Log Book"と"Minute"を参照。

⁹⁷ なおロビンソンは、DRB解散後も日本に残り、「日米の会社のコンサルタント」をやっていた(野田岩次郎、前掲書、p. 185)。ハッチンソンは解散後、「日本企業に興味を持っていた」(同上書、p. 185)ためか、帰国して弁護士に戻ってからも日本関連の依頼を扱い、ESS局長マーカットへ米国企業関連での便宜を求める書簡を何通も送っている(ESS(C)00096-97に所収されている文書を参照)。

1を見ると、上記した対立事案13社の内10社において推進派の見解は、前述した9件の少数者見解としてまとめられ、勧告本文とともにマッカーサーへ提出された。また表1から分かるように、対立事案の13社中8社の事案で、公正取引委員会の監視が指定解除の付帯条件として付いていた。過度集中を危惧する推進派の見解を生かすために、公正取引委員会の監視という緩やかな措置が勧告に入れられたのであろう。この2つの措置は推進派と緩和派が、できるかぎり意見対立のわだかまりをDRB内に残さないように考えて折り合った点でもあったと考えられる。

(3) DRBが採択した勧告は、持株会社整理委員会とGHQ関係部署との見解に一致する 경우가多かった。このことの背景には、日本経済に精通していたわけではなかったDRBが、審査の実務や情報提供につき持株会社整理委員会を当てにせざるを得ず、かつ占領政策実施の当事者として日本の事情に通じたGHQ関係部署の情報や見解に一定の信頼を寄せていたためと考えられる⁹⁸。このことを補強する事実として、DRBが専門の調査部門を有していなかったことを挙げることができる。DRBは来日以来、GHQの一部部署が入居していた服部ビルディング（服部時計店）の605号室しか与えられておらず、5人以外には事務職（General Counsel）のG・ブルウェット（G. F. Blewett）がDRBに配属されていたことが資料上確認できる位で⁹⁹、他のスタッフとしては、若干の書記や通訳を抱えていた程度と推測される¹⁰⁰。

まず、持株会社整理委員会の見解が分かる62社について確認しよう。持株会社整理委員会の見解は、11社以外の51社の事案においてDRBの勧告の結論とほぼ一致している（表1）。この高い一致性の理由は、持株会社整理委員会の側から要因を挙げれば、同委員会が基本的にDRBの意向に沿うように活動したことがあった。持株会社整理委員会の常務委員を務めた野田岩次郎によれば、各種案件について「GHQ」（DRBも含まれよう）に対し事前の意見伺い、「素案」作成、「根回し」、「内諾」取付け等が行われた¹⁰¹。さらに持株会社整理委員会はDRBと頻繁に接触していたことから¹⁰²、各事案のDRBの多数派の見解は何かと慮り、彼らに合わせるようにしつつ、日本

⁹⁸ 持株会社整理委員会はESS反トラスト課の監督下にあったが、持株会社整理委員会がある事案の指令を集排指定企業へ通知する前にDRBがその事案を審査することでDRBは同課の同意を得ていた。Campbell to Bill（内容および前後の文書等からESS局長マーカット [William Marquat] への文書と推定される）、21 December 1948, ESS(E)13594。またこの1948年12月21日付文書には、現在、DRBが審査前に持株会社整理委員会のコメントと勧告（comments and recommendations）を入手することができるよう、ESS反トラスト課へ要求中である、と記されている。その後、実際にその要求が受け入れられたかどうか、残された資料から判然としないが、表1にもあるようにDRBは実際に持株会社整理委員会からコメントを得ていることから（1948年12月21日以前にも非公式に入手していたのであろうが、注100で示したようにDRBとESS反トラスト課は同じビルに入居していたから互いの動向を知りやすい環境にあったために、DRBは何らかの問題が生じることを危惧して公式にコメントを入手できるように求めたのだらう）、この要求は通ったと考えられる。またこの「コメント」等と同時に、持株会社整理委員会は様々な関連情報もDRBへ提供したと見られる。

⁹⁹ GHQ内部で使用された次の電話帳を参照。国会図書館憲政資料室所蔵の”Tokyo and Vicinity Telephone Directory”のDRB活動期間中に発刊された1948年7月1日付、10月1日付、1949年4月1日付、7月1日付。

¹⁰⁰ なお対照的にESS反トラスト課は、少なくとも1949年4月1日まではDRBと同じ服部ビルディング5階（同年7月1日までに、そこから離れたエンパイア・ハウスビルに移動）にて活動し、複数の部屋を使用して複数の部署を抱えていた。さらに各企業等から情報を直接に入手していたことが、GHQ文書や各社社史等の文献から分かる。またDRBは、情報不足を若干でも補うためか、集排指定企業の工場等の現地視察を行ったり、経営者と直接会ったりしている。

¹⁰¹ 野田岩次郎、前掲書、pp. 153-154。

¹⁰² 1948年12月8日以後だけで、計22回の会合が確認できる。”Log Book”。

側の利害を入れた文書を策定し提出することも可能であった。持株会社整理委員会は集排指定企業の事業活動や要望に通暁しうる立場にあったから¹⁰³、できる限り集排指定企業が要望した事柄（再編成反対が一般的であっただろうが）をDRBに提出する文書に盛り込み、またそれらを直接にDRBへ説明したものと推定される。

他方、DRBが見解を得ていたGHQ関係部署については、表1から、その集排政策に関する見解が判明している41社の内、32社に関して、ほぼ指定解除という点でDRBの勧告と一致していることが分かる（東京芝浦電気と北海道酪農協同と日本通運の事案では再編成に賛成で一致）。不一致の残り9社を見ると、DRBは再編成（東宝と松竹以外は企業分割）を可決しているが、GHQ関係部署は再編成に消極的もしくは反対であった。しかしこの9件で、GHQ関係部署はDRBに全く影響力を及ぼせなかったわけではないと考えられる。実際、この9社中5社（東宝、松竹、三井鉱山、三菱鉱業、井華鉱業）の事案では、井華鉱業を除く4社でDRBの勧告は、ESS反トラスト課の指令案と比べて企業分割以外の処置へ切り替わったり分割数が減ったりした点で緩和されている（表1よりこの5社の事案ではDRB内で意見対立が存在していたことが分かる）¹⁰⁴。また9社中残り4社（大建産業、三菱重工業、東洋製缶、帝国繊維）は、DRBの採決で反対票なしで分割が可決されたものの、帝国繊維を除く3社で指令案よりも分割数が減った点でより緩和された勧告内容となった。このように不一致の9社中7社の事案では、DRBの採決の結果とGHQ関係部署の見解とに緩和を指向する点で関係性を指摘することができる。

また上の帝国繊維の事案では、全くGHQ関係部署が影響力を発揮できなかったわけでもない。DRBは一旦5月13日に帝国繊維分割を可決していたが、「追加の証拠書類」が提出されたために再審査し、6月18日に結局、再度同じ勧告を可決している¹⁰⁵。「追加の証拠書類」とは、DRB関連で残されている資料の日付から考えて、ESS内で繊維産業を所管していた繊維課が6月10日付でDRB委員長ロビンソン宛に提出した文書と推定される¹⁰⁶。結果としてESS繊維課はDRBの前の採決を覆せなかったが、再採決を行わせる程のGHQ関係部署の影響力を窺い知ることができる。

従って41社の案件の大半で、GHQ関係部署がDRBへ一定の影響を与えたと結論づけてもよからう。さらにDRBがGHQ関係部署の見解を重視していたことは、表2に挙げた少数者見解9件の内、4件で、わざわざGHQ関係部署と会談したことを記していることから窺い知ることができる（会談内容は不記載）。

やがて審査過程の終わり頃になると、DRBが取っていたGHQ関係部署の見解を尊重する方針

¹⁰³ 持株会社整理委員会は、集排法上、集排指定企業が様々な書類や情報を提出しなければならない存在であった。また持株会社整理委員会は、GHQ側と集排指定企業との橋渡し役を務めていた。上記の野田岩次郎によれば、「あらかじめGHQの意見がどんなものかを聞いておき、それから委員長や私たち常務委員が会社の当事者と会って企業側の話を聞いたり、委員会として別個の調査をしたりしたうえで素案を作」っていた。野田岩次郎、前掲書、p. 154。後述する集排政策の執行過程でもこの通りに動いたのであろう。

¹⁰⁴ 精華鉱業の指令案と勧告は、同じ2社分割指令ながら内容が異なる。指令案は鉱山部門と金属精錬部門を分離せずに、地理上で2社に分割するものであった。他方、勧告は経営に支障をきたさない様に検討の上、両部門の分離による2社分割を指示しており（“The Board's Recommendation in the Matter of Seika Kabushiki Kaisha (Seika Mining Co., Ltd.), HCLC No.200,” 15 June 1949, “Minutes”), 日本側の事情に通じたGHQ関係部署の見解が影響した可能性がある。

¹⁰⁵ “Minutes”。

¹⁰⁶ Textile Division, Chief to Robinson, 10 June 1949, ESS(D)13010。

表3 DRBの審査後の日本側による集排政策の執行

① 集排指定企業28社への対応の推移（企業は終結指令の年月日順）			
企業名	A. 集中排除審査委員会	B. HCLCと公益事業委員会*1	通達日
	勧告の結論	集排法に基づく決定指令の結論	
1 日本化薬	他社株譲渡	他社株譲渡。公取の監視要	49/6/4
2 松竹	独占的慣行の除去を公取が実施	他社株譲渡。公取の監視要	49/8/28
3 東宝	独占的慣行の除去を公取が実施	他社株譲渡。公取の監視要	49/8/28
4 東洋製缶	2社分割	2社分割	49/7/8
5 王子製紙	3社分割	3社分割	49/1/7
6 帝国石油	他社株・一部鉱区譲渡。	他社株譲渡、一部鉱区等譲渡。公取の監視要	49/4/15
7 井華鉱業	石炭部門と金属部門とに2分割	石炭部門と金属部門とに2分割	49/8/3
8 大日本麦酒	2社分割	2社分割	49/1/7
9 三菱鉱業	石炭部門と金属部門とに2分割	石炭部門と金属部門とに2分割	49/8/28
10 三井鉱山	石炭部門と金属部門とに2分割	石炭部門と金属部門とに2分割	49/8/28
11 北海道酪農協同	3社か5社かに分割	存続し、分離企業を1社設立することと資産譲渡	50/1/20
12 大建産業	繊維部門と商事部門とに2分割	繊維部門と商事部門とに2分割	49/4/15
13 日本通運	国鉄・私鉄付属の資産の譲渡等	国鉄・私鉄付属の資産の譲渡等	50/1/20
14 日本製鉄	2社分割	2社分割	48/12/27
15 帝国繊維	麻2社、化繊1社の計3社に分割	麻2社、化繊1社の計3社に分割	50/1/20
16 三菱重工業	3社分割	3社分割	49/6/4
17 東京芝浦電気	27工場・1研究所譲渡	27工場・1研究所譲渡。公取の監視要	49/6/17
18 日立製作所	19工場譲渡	19工場譲渡。公取の監視要	49/3/18
19 四国配電	電力10社は解散して7社に再編成	電力10社は解散して9社に再編成	51/3/31
20 東北配電	電力10社は解散して7社に再編成	電力10社は解散して9社に再編成	51/3/31
21 北陸配電	電力10社は解散して7社に再編成	電力10社は解散して9社に再編成	51/3/31
22 中部配電	電力10社は解散して7社に再編成	電力10社は解散して9社に再編成	51/3/31
23 関西配電	電力10社は解散して7社に再編成	電力10社は解散して9社に再編成	51/3/31
24 中国配電	電力10社は解散して7社に再編成	電力10社は解散して9社に再編成	51/3/31
25 北海道配電	電力10社は解散して7社に再編成	電力10社は解散して9社に再編成	51/3/31
26 九州配電	電力10社は解散して7社に再編成	電力10社は解散して9社に再編成	51/3/31
27 日本発送電	電力10社は解散して7社に再編成	電力10社は解散して9社に再編成	51/3/31
28 関東配電	電力10社は解散して7社に再編成	電力10社は解散して9社に再編成	51/3/31
② 集排指定解除企業への公正取引委員会の調査 （集排指定325社の中で指定解除された297社の内、公取の監視の条件付きで指定解除された97社が対象）			
1 50年度において「調査検討した」企業	1. 日本塩廻送株式会社、2. 富士写真フィルム株式会社、3. 小西六写真工業株式会社、		
2 51年度において「調査検討した」企業	1. 旭硝子株式会社、2. 日本板硝子株式会社、3. 日本光学工業株式会社、4. 野沢石綿株式会社、9. 北海道硫黄株式会社、10. 古河電工株式会社、11住友電工株式会社、12. 株式会社島津製作所、		
3 52年度において「調査検討した」企業	1. 東洋陶器株式会社、2. 日本車輛製造株式会社、3. 汽車製造株式会社、4. 日新化学工業株式会社、9. 日本毛織株式会社、10. 大洋漁業株式会社、11. 日本水産株式会社、12. 日本冷蔵株式会社		

資料：“Minutes,” MacArthur Papers, MMA-3, Roll No. 16; 持株会社整理委員会調査部第2課編『日本財團とその解体』持株会社整理表注：*1：電力10社の事案は、「電気事業再編成令」の実施に伴い、集排法第20条の規定により公益事業委員会が51年1月8日法第26条及び他2法令により、50年4月1日以降逐次、HCLCと公益事業委員会の職権及び正式書類その他の書類の移管を受けた、結指令を通達したが、その年月日。*4：公取の通常の調査・監視活動として、終結指令が出るまで指定企業は実施状況につき*6：東京芝浦と日立だけ、公取移管後、集排法の手続規則第7条・第8条の適用を受け、「財産処分」等の際に一々公取の許れば電力10社にも適用されていた。前掲書、昭和28年度、p.99。

注：1. B・C欄の網掛は、A欄の審査委員会の勧告とは異なる措置が取られたことを示す。2. 集排指定解除企業への調査は、独この規定が削除されたために、特別の調査は取りやめ、適時取り締まる方針が変わったため。

C. 集排指定企業 決定指令に対する各社の対応	D. 公正取引委員会		
	公取移管*2	終結指令*3	各社への特別な対応*4
3 銘柄株式譲渡	50/4/11	49/12/28*5	
11銘柄株式譲渡	50/4/11	50/3/15*5	
1 銘柄株式譲渡、他 2 銘柄の株式清算	50/4/11	50/3/30*5	
東洋製缶存続し、北海製缶を分離設立	50/4/11	50/3/30*5	52年まで再編成後の状況調査
解散。苫小牧・十条・本州製紙の 3 社設立	50/4/11	50/7/31	52年まで再編成後の状況調査
17銘柄株式譲渡、一部の採掘区・試掘区譲渡	50/4/11	50/8/21	
井華鉱業（存続）、別子鉱業、別子百貨店、別子建設の 4 社に分れる	50/4/11	51/3/10	
解散。日本麦酒と朝日麦酒の 2 社設立	50/4/11	51/3/10	52年まで再編成後の状況調査
三菱鉱業存続し、太平鉱業を分離設立	50/4/11	51/3/10	
三井鉱山存続し、神岡鉱業を分離設立	50/4/30	51/4/5	
北海道酪農協同が存続し、雪印乳業を分離設立	50/6/30	51/6/27	
解散。呉羽紡績、伊藤忠、丸紅、尼崎製釘所の 4 社設立	50/4/11	51/6/27	
国鉄・私鉄付属の資産の譲渡、111銘柄株式譲渡、船72隻譲渡	50/4/30	51/6/27	50～53年まで調査継続
解散。八幡・富士製鉄、播磨耐火煉瓦、日鉄汽船の 4 社設立	50/4/10	51/7/12	
解散。帝国製麻、中央繊維、東邦レーヨンの 3 社設立	50/7/30	51/7/12	
解散。東日本・中日本・西日本重工業の 3 社設立	50/4/11	52/7/23	52年まで再編成後の状況調査
27工場・1 研究所譲渡	50/4/11	53/4/25	51年まで監督*6
19工場譲渡	50/4/11	53/4/25	51年まで監督*6
解散。四国電力設立	51/5/30	53/5/20	
解散。東北電力設立	51/5/30	53/5/25	
解散。北陸電力設立	51/5/30	53/5/25	
解散。中部電力設立	51/5/30	53/6/25	
解散。関西電力設立	51/5/30	53/7/20	
解散。中国電力設立	51/5/30	53/7/25	
解散。北海道電力設立	51/5/30	53/8/26	
解散。九州電力設立	51/5/30	54/5/25	
解散。一部資産は新会社（電源開発株式会社）に出資・譲渡	51/5/30	54/6/28	
解散。東京電力設立	51/5/30	54/11/25	

4. 大日本セルロイド株式会社、5. 日本楽器株式会社

5. 日本タイプライター株式会社、6. 日本金網株式会社、7. 日本フェルト株式会社、8. 松尾鉱業株式会社、13. 日本軽金属株式会社

5. 昭和電工株式会社、6. 電気化学工業株式会社、7. 日本硝子株式会社、8. 東洋高压工業株式会社、

委員会、1951年、pp. 346-428; 『公正取引委員会年次報告』昭和24年度～昭和29年度。

付でHCLCから委任され10社の再編成計画を「承認または作成した」（『公正取引委員会年次報告』昭和26年度、p. 32）。* 2：集排その年月日を示す。* 3 集排法の手続規則第51条により、公取は決定指令の実施状況を監視しその実施が完了したと認める時、終毎月報告書を提出しなければならなかった（集排法の手続規則第50条）。* 5：公取移管前に、HCLCにより終結指令が出された。可が必要であったが、51年4月に廃止（同上書、昭和27年度、p. 43。しかし他の形式の「財産処分」規制があったようであり、こ

禁法旧第8条の「不当な事業能力の較差の規定」のための調査とされた。これが52年度で終了しているのは、53年9月に独禁法の

は、ESS反トラスト課にも受容されることとなった。電力10社（日本発送電、北海道配電、東北配電、関東配電、関西配電、北陸配電、中部配電、中国配電、九州配電、四国配電）や日本通運の事案では、ESS反トラスト課は指令案提出前にGHQ関係部署と協議して指令案（の一部）にその見解を取り入れてから、DRBへ提出するまでになった¹⁰⁷。

6. 勧告の日本側による執行

この節では、DRBが採決した勧告が日本側によってどのように受容されたかを確認するために、その勧告の日本側による執行過程を、表3をもとに見ておこう。表3の①は、DRBの勧告に対して持株会社整理委員会、公益事業委員会、公正取引委員会、集排指定企業がどのように対応したかを整理したものである。また表3の②は、DRBの勧告と直接的に関連している点ではないが、集排指定の解除を受けた企業に対する公正取引委員会の調査についてまとめたものである。占領期間中の日本側の集排政策の執行過程では、GHQが監督を行いつつも、執行の細部は実務的なことでもあり日本側へ委任されていたと考えられる。表3をもとにして導き出せることは、次の3点である。

(1) 表3の①から分かることとして、DRBの勧告（A欄）と、持株会社整理委員会が集排指定企業へ通知した「決定指令」（持株会社整理委員会がDRBの勧告をもとに策定した再編成に関する最終的な指令）（B欄）とに、一致していない事案があることを挙げることができる。集排指定企業28社中、実に17社についてそのような相違が見られる。ただしそれは、DRBの勧告の本質的な部分が改変されたことを意味しているものではなかった。

まず、松竹と東宝の事案を見ると、持株会社整理委員会の決定指令は、勧告の曖昧な命令内容（＝公取が独占的慣行の除去を実施せよ）を他社株の譲渡という具体的な措置へ変更している。他社株の譲渡という措置は、同じく集排指定を受けている日本化薬や帝国石油等の勧告でも見られた措置でもあり、特別に厳しい措置でもないが、DRBの勧告に込められた政策意図を忠実に実現していると評価できよう¹⁰⁸。

¹⁰⁷ 電力10社に関しては表1も参照。日本通運の事案では、ESS反トラスト課は当初、表1にあるような会社の清算を要請する指令案をDRBへ提出したが、その後、GHQの民間運輸局と数度にわたり会合を持ち（Welsh to Campbell, “Nippon Tsu-un,” 9 April 1949, ESS(F)06551）、また1949年7月12日にはDRB、民間運輸局、持株会社整理委員会との統一会合も持ち（“Log Book”）、結局、ESS反トラスト課は民間運輸局等の見解を盛り込んだ資産譲渡を決めて、会社清算を取りやめる内容の指令案の改正案をDRBへ送り直している（“Nippon Tsu-un Kabushiki Kaisha, Proposed Order of Reorganization,” ESS(F)06551）。

¹⁰⁸ なお松竹と東宝への持株会社整理委員会の決定指令には、DRBの勧告にはないものの、次のように公取による監視が行われることも規定されていた。「本件に関する正式記録は、監視のためおよび本件に関する事実の認定に記載され又は指摘された独占的慣行又は取引制度の事実をすべて取り除くため、公正取引委員会に移管するものとする」（傍点は引用者）。持株会社整理委員会調査部第2課編『日本財閥とその解体』持株会社整理委員会、1951年、p. 418、422。松竹と東宝の決定指令にある上の傍点のような部分は、表3から分かるように同じように公取の監視が規定されていた、日本化薬、帝国石油、東京芝浦電気、日立製作所といった他社の決定指令には見当たらない。松竹と東宝の勧告のこの部分は、DRBの勧告にある「独占的慣行の除去」という元々の指令内容になるべく沿った措置を取ろうとする、持株会社整理委員会の意思を示しており、同委員会がDRBの意向に細心の注意を払っていたことを窺い知ることができる。

次に、北海道酪農協同に関してDRBは、3社もしくは5社への分割（もし一部資産の売却が無理ならば、その資産も分割して5社に分割せよ）を勧告していたが、持株会社整理委員会は2社分割と資産譲渡とを命令しており、再編成の程度を緩和している。なぜ緩和されたのかに関する決定的理由は不明だが、持株会社整理委員会は次のように考えたのだろうと推測される。持株会社整理委員会は一部資産の売却を決定命令に入れていることから、決定命令の通知前に資産売却の実現性があると判断していたのだろうが、それならばDRBの勧告にあるように3社に分割する方針を取らないといけない。しかし、DRBの3社分割案の内容が、乳業事業2社および、乳業と非関連の事業（製薬・皮革・肉加工等）1社という組合せであったことから、持株会社整理委員会はそれらの非関連事業群などを1つにまとめて会社にしても、継続性に疑問があると判断したのではないかと推測される。そして、非関連事業を分離せずとも乳業事業を2社に分割することで、集排法の精神が生かせると判断したのだろう。そこで、DRBやESS反トラスト課といった集排政策に関するGHQ担当部署と折衝して、最終指令を決めたものと推定される。判断に必要な情報について持株会社整理委員会は、集排政策の全面反対のために相当の陳情を行ったとされる北海道酪農協同から、直接に入手することができたと考えられる¹⁰⁹。

また上記の17社の内の、日本化薬、帝国石油、東京芝浦電気、日立製作所の決定指令に持株会社整理委員会は、DRBの勧告には含まれていない公正取引委員会の監視の規定を含めている。これら4社へのDRBの勧告は、企業分割ではなく他社の株式やその他の資産の譲渡であって、比較的再編成の程度が甘い事案と言える。それでも、持株会社整理委員会は独自に判断してそれを決定命令に入れたのであろうから、集排法の執行になおざりの姿勢で取り組んだわけではないことを意味している。

これら4社と同様にDRBが会社分割ではなく資産譲渡を勧告した日本通運については、その決定指令を見ると、公正取引委員会の監視の必要性の規定がない¹¹⁰。しかしながら、日本通運には他事案と比較して相当の資産譲渡が指令されており（表3のC欄を参照）、事実上の企業分割に等しい程の措置であったと評価できる。そのために持株会社整理委員会は、十分な措置を取ったと判断し、公正取引委員会の監視を規定しなかったのであろう。

電力10社の事案は、DRBの勧告の実現までに他の事案よりも時間が掛かった。1949年6月にDRBの勧告が出された後に、ESS局長マーカットと日本政府との取り決めて国会での解決が図られたが、審議の紛糾の末、マッカーサーの命令もあって国会での法案制定は見送られた。そして1950年11月24日付で2つのポツダム政令、公益事業令と電気事業再編成令が出され¹¹¹、持株会社整理委員会の委任を受けた公益事業委員会が、集排法と関連していた電気事業再編成令に基づき決定指令を出した。その内容は、DRBの勧告と再編成の方向性において一致していた。それは、電力国家管理体制を改めて、現在の電力10社を再編成した後に生まれる地域別の民営会社が各自で発電・送電・配電の一貫経営を行うというものであった¹¹²。ただし、公益事業委員会の決定指令にはDRBの勧告とは異なる点もあった。特に大きな変更点は、DRBは10社を7社に再編成するとしていたが、決定指令では9社に再編成するとされた点である¹¹³。このことは、集排政策の

¹⁰⁹ 雪印乳業史編纂委員会編『雪印乳業沿革史』雪印乳業、1985年、pp. 98-103。

¹¹⁰ 表1に挙げたGHQ文書や株会社整理委員会調査部第2課編、前掲書、pp. 422-428を参照。

¹¹¹ 松永長男『新・電気事業法制史 - 電力再編成50年の検証 - 』エネルギーフォーラム、2001年、pp. 260-286。

¹¹² ただし株式所有主体については、民間所有が原則とされたものの、国か地方公共団体が新会社の株式交付を受けることも許可していた。

緩和と評価してもよい点であるが、この9社の母体は各地にあった配電会社9社であったから、10社を7社に分割する当初のDRBの勧告と比較して、従来の体制を利用すればよいために移行コストも低くて済み現実性もあると、最終的に公益事業委員会のみならずGHQも考えて、勧告からの逸脱点にも許可を出したのであろう。

以上から窺い知ることができるのは、持株会社整理委員会や公益事業委員会は、基本的にDRBの勧告を忠実に執行しており、さらに電力10社の事案を除けば、DRBが勧告を出した日付（表1を参照）から、さほど日をおかずに決定指令を出しているということである。その上、場合によっては、その勧告にない公正取引委員会の監視の規定をも盛り込んでいる。つまりこれらのことは、持株会社整理委員会等の主だった日本人が集排政策の最低限の実現に関して、怠業等を行って抵抗することを考えずに、米国政府やGHQの方針を基本的に受容していたことを意味している¹¹⁴。

(2) 持株会社整理委員会が作成・通知した決定指令（B欄）と企業が実際に行った措置（C欄）との間に、相違を示す事案が存在している。それは、井華鋳業、大建産業、日本製鉄、電力10社の計13社の事案である。ただし、これらでもDRBの勧告の本質的な部分が改変されたわけではなかった。

井華鋳業、大建産業、日本製鉄の事案では、DRBの勧告および決定指令では各社とも2社分割で済んでいたにもかかわらず、各社は4社分割を実施している。これは實際上、各社の要望に基づき持株会社整理委員会が仲介してGHQの許可を取ったものであるが¹¹⁵、勧告の理念を順守しつつむしろ分割数を増大させているので、GHQの反対はなかったであろう。

電力10社の事案では、1952年4月の講和条約発効と主権回復によるGHQ解散後に、通産省等の政治的な思惑が働いて再度修正が行われた。しかしながら、DRBの勧告からの修正点は、公益事業委員会を解散し電力産業所管を通産省へ移したこと、日本発送電がほぼ完全解体されたものの、それを後継する位置づけの企業（電源開発株式会社）が新たに設立されたことであり¹¹⁶、DRBが最も重視したと考えられる電力国家管理体制の解体自体が中止されたわけではなかった。

(3) 公正取引委員会は、集排政策に関連した調査・監視業務を持株会社整理委員会から引き継ぎ、DRBの勧告に基づく決定指令やGHQの指示の実現に淡々と取り組んだものの、特に組織を

¹¹³ 同上書、pp. 134-144; 竹前栄治・中村隆英監修、細谷正宏解説・訳、前掲書、pp. 75-76; 橋川武郎『日本電力業の発展と松永安左エ門』名古屋大学出版会、1995年、第3章、第7章。他の相違点としては、電源調達方法の例外規定の採用も挙げることができる。なお橋川は上記の文献で、松永安左エ門をこの過程における「企業形態改変面での電気事業再編成の主役」（同上書、p. 451）と結論付けている。確かに松永は、7社から9社の再編成への変更や電源調達方法の改変等へ寄与しているけれども、この電力10社の事案を、集排政策の観点から見るのであれば、米国の対日占領政策の一環としてのDRBの勧告やGHQの関与という大きな枠組みの中で修正を果たしたのであり（また筆者の見た範囲のDRB関連資料では、DRBの勧告自体に松永が寄与したことを示す根拠は見出されなかった）、「企業形態改変面」における「主役」と位置づけるためには一層の資料上の補強が必要のように思われる。

¹¹⁴ ただし持株会社整理委員会を監督していたESS反トラスト課が、同委員会へ公正取引委員会の監視の条項を決定指令に入れるように強制していた可能性も否定できない。無論、そのような強制があったとしても、持株会社整理委員会が基本的には忠実にDRBの勧告を執行していた事実は変わらない。

¹¹⁵ 例えば、大建産業の事案では、当社内部での検討の結果、4社分割案を決めて、その案を持株会社整理委員会へ提出している。そして、幾分の修正の後に、その4社分割案の許可を受けている。『呉羽紡績30年』呉羽紡績株式会社、1960年、pp. 110-111。

¹¹⁶ 橋川武郎、前掲書、第7章。

あげて熱心に取り組んだとは評価できない。ただし、DRBの勧告や決定指令に逆行する行動もなかった。これらは、次のようなことから確認できる。まず、持株会社整理委員会が公正取引委員会の監視要とした6社（日本化薬、松竹、東宝、帝国石油、東京芝浦電気、日立製作所）であるが、その内2社（東京芝浦電気、日立製作所）には特別な監視措置を取ったものの（1953年まで終結指令も出していない）、残りの4社へは特別な対応を行っていない。この4社の内、日本化薬、松竹、東宝の事案については、公正取引委員会への移管前に終結指令が持株会社整理委員会から出されており、公正取引委員会はGHQから特に指示があれば別としても、この段階で特別の調査は必要なしと判断したのであろう。

また一部の集排指定企業に関しては、特別調査も行われた。「GHQの指示により大日本麦酒（株）、王子製紙（株）、東洋製缶（株）、および三菱重工業（株）の第2会社相互間の競争状況等について逐次調査が行われ」、また日本通運については公正取引委員会によって独自に集排政策に関連する調査が実施されたが、1953年度までに取りやめられた¹¹⁷。

公正取引委員会の監視要の条件付きで集排指定が解除された97社に関しては、何らかの監視が行われたと見られるが、調査が行われたことが公開資料上で判明するのは、1953年までに行われた計30社についてのみである（表3の②を参照）。他の会社については、集排政策に関連した特別の監視措置は取られなかったと見られる。

最終的に公正取引委員会は、集排法の手続規則第51条に基づき、決定指令の実施状況の監視の末にその実施が完了したと認識した時に「終結指令」を集排指定会社へ通知したが、表3にあるように1954年11月までに全28社へ集結指令を通知し¹¹⁸、集排政策を完了させた。

総じて集排政策に関するDRBの勧告は、日本側の執行の段階で厳密にもしくは大きな枠組みとして順守され、その上で何らかの調整が加えられた。ただし占領が終わると、持株会社整理委員会や公益事業委員会から事案が移管された公正取引委員会での監視は、さほど年数を置かずにと終了している。

おわりに

米国政府は1948年に、ジョンストン報告書に見られるように集排政策の緩和という方針を確固なものとし、その緩和の具体化を担う組織としてDRBを5月に、日本へ派遣した。DRBは8月以降、ESS反トラスト課が最後まで再編成の実施を主張した事案66社分を審査したが、明確に寡占度が大きい企業（日本製鉄や王子製紙、大日本麦酒等）以外の事案では、委員間で再編成の是非に関して意見が分かれることがあった。各事案の採決においてDRBの委員は、2つのグループに分かれる傾向があった。それは、再編成に比較的積極的に推進派と比較的消極的な緩和派であった。議論が分かれる場合には、緩和派が3名であったことから採決の結果はそちらに有利になることが多かった。また、それらの議論においてDRBの委員は、集排指定企業の事業活動や各産業の特徴・現況などに詳しい持株会社整理委員会やGHQ関係部署の情報や見解の影響を受けることになった。

集排政策の緩和は、研究史上、米国政府の対日占領政策の重点が1948年を境にして明確に改

¹¹⁷ 公正取引委員会編『独占禁止政策二十年史』公正取引委員会、1968年、p. 112。

¹¹⁸ 『公正取引委員会年次報告』昭和24年度～昭和29年度を参照。

革から経済復興へと移動したことと関連付けて議論されてきた¹¹⁹。さらにこの対日占領政策の転換は、米国の諸制度が他国へ移植される現象もしくはそれらを移植する行為自体を意味する「アメリカ化」(Americanization)の変容・後退としても解釈することが可能である。実際、米国政府とGHQが主に1945年から1948年にかけて日本で実施した諸改革の1つである独占禁止政策を、アメリカ化とみなす研究が存在する¹²⁰。そしてそのような研究においては、独占禁止政策上のアメリカ化は、1950年代に日本政府が行った独占禁止法の改正等により後退して¹²¹、逆に「日本化」(米国の諸制度が日本の実情に適應するように改正されること)が生じたともみなされている。そのような研究史の文脈上では、1948年から1949年にかけてDRBが主導した集排政策の緩和は、暗黙の裡に、独占禁止政策上のアメリカ化の後退の一例として解釈されてきたと考えられる。

しかしながら、DRBによる審査過程における集排政策の緩和という事象は、米国の反トラスト法・思想の観点から見ると、対日占領政策の重点の転換のために独占禁止政策上のアメリカ化が後退して腰砕けになったことを意味するものではなく、そのようなアメリカ化の一部の「調整」を意味していたに過ぎない。すなわち、集排政策においてESS反トラスト課からDRBへと主導性が転換したことと軌を一にして、米国の反トラスト法に関連した法解釈上の転換が行われ、その結果、再編成が命じられる企業数が減少したものであった。米国の反トラスト法・思想に一定程度通じていたDRBやESS反トラスト課等が、米国の反トラスト法が法解釈を通して柔軟な運用を許容する一面を法慣習上、有していることをおそらく十分に理解していたことが1つの要因となって、結果的に集排政策の全過程はGHQ内で特に大きな混乱もなく整然と実施されることに帰結した。さらに、根本法規の集排法はもちろんのこと、政策実施過程を含む多面にわたる点で米国の反トラスト法・思想の影響を受けていた集排政策は、日本政府や日本企業による忠実な執行を通して、戦後日本の独占禁止政策上の経験の1つともなった。その意味において、集排政策という独占禁止政策上のアメリカ化は日本に受容されたと評価することができる¹²²。

最後に、本稿ではDRBが集排政策の緩和を実施するために、どのようにしてGHQ内における集排政策上の主導性を獲得するに至ったのかという点を跡付けることができなかった。この点は、今後の検討課題である。

¹¹⁹ 注3を参照。

¹²⁰ 橋本寿朗「企業システムの『発生』、『洗練』、『制度化』の論理」橋本寿朗編『日本企業システムの戦後史』東京大学出版会、1996年；宮島英昭、前掲書、第8章。ただし橋本はアメリカ化ではなく、「アメリカのインパクト」と表現している。なお、橋本や宮島の議論の主眼は、占領・復興期に米国の諸制度や占領政策が日本の企業システムにどのような影響を与えたのかという点に置かれており、アメリカ化が日本企業へ及ぼした影響の面が主に検討されている。またカルテルに関する独占禁止政策におけるアメリカ化に関しては、次の文献も参照。Takahiro Ohata and Takafumi Kurosawa, “Policy transfer and its limits: authorised cartels in twentieth-century Japan”, Susanna Fellman and Martin Shanahan ed., *Regulating Competition: Cartel registers in the twentieth-century world*, Oxon and New York: Routledge, 2016.

¹²¹ この点については次も参照。御園生等『日本の独占禁止政策と産業組織』河出書房新社、1987年。

¹²² この後、1953年の独占禁止法改正によって日本は一部の類型のカルテルを公認することになったが、それはカルテルの是非に関して合理の原則を「制度的に導入したことにつなぐ」との指摘がある。御園生、同上書、p. 80。歴史的実証は困難であるが、集排政策の審査過程における米国の反トラスト法・思想に関連する経験(合理の原則の適用を含む)が日本側に伝わり、それが上記の改正独占禁止法の運用やそれとも関連する通商産業省等のカルテル公認化に、一定の影響を与えた可能性があると思われる。なおその後、特に1950年代から1970年代にかけて多数の公認カルテル(適用除外カルテル)が見られた。Takahiro Ohata and Takafumi Kurosawa, op. cit.

*本稿は、博士論文の未公刊部分を、大幅に加筆・修正したものである。